

はじめに

近年、高齢者の方々を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、これまで葛城市では介護サービスの量・質の確保、住民主体による健康づくり、介護予防や地域福祉活動の取り組みを推進してまいりました。

一般の介護保険制度の改正においては、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むこととされております。

今回の計画である第5期計画については、これらの改正を踏まえ総合的に高齢者を支援するために、日常生活圏域ニーズ調査による高齢者の現状把握および分析を行い、保健・福祉・医療等の関係者、公募市民による「葛城市介護保険事業計画策定委員会」でご審議をいただき策定いたしました。第3期計画において決めました「みんなでつくる 和・輪・環 いつまでも元気 いきいき 葛城市」の基本理念のもと、地域社会全体で高齢者を支えていくしくみとして、市民、関係機関および行政が協働して支え合う地域ケアネットワークの構築を引き続き進めながら、高齢者が家庭や地域の中で孤立することなく、自らの意欲と能力に応じて自立した生活ができる地域社会を築いていきたいと思っております。

今後は、この計画に基づいて各施策を推進するために、市民の皆様、関係機関および団体等の皆様と密接に連携しながら、長寿社会をより豊かなものにするように運営していきたいと考えています。引き続き、皆様の積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました「葛城市介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見、ご助言をいただきました市民の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

葛城市長 山下 和 弥

目次

総論

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の背景.....	4
2 計画の位置づけと役割	5
3 計画期間.....	5
4 第5期計画策定に向けた制度改正	6
5 計画の策定体制.....	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と今後の高齢者像.....	8
1 高齢者の状況.....	8
(1) 高齢者人口の推移	8
(2) 高齢者世帯の状況.....	11
(3) 要介護認定者の推移	13
2 生きがいを感じられる地域の自主活動	16
3 第5期計画における課題整理.....	17
第3章 計画の基本理念・基本目標.....	20
1 計画の基本理念.....	20
(1) 基本的視点.....	21
2 計画の重点目標.....	23
(1) 健康長寿が実現できるまちづくり	23
(2) 必要な人に必要な支援が行える体制づくり	23
(3) いつでも気軽に相談できる体制づくり	23
(4) 地域で支えあう認知症高齢者支援対策の推進	23
(5) 高齢期になっても、楽しく活動的な暮らしが実感できるまちづ くり	23
3 施策の方向性.....	24

各 論

第1章 高齢者の健康維持、生きがいづくり	30
1 高齢者の健康づくりと疾病予防の推進	30
(1) 健康づくりへの支援	30
(2) 保健サービスの充実	31
2 高齢者福祉サービスの充実	35
(1) 高齢者の生活支援事業	35
(2) 敬老事業	37
3 高齢者の積極的な社会参加の促進	38
(1) 老人クラブ活動の強化	38
(2) シルバー人材センターの充実	38
(3) 高齢者の学習活動促進	39
(4) 高齢者のスポーツ・文化促進	39
第2章 介護予防事業による元気づくり	42
1 地域支援事業の考え方	42
(1) 地域支援事業の概要	42
2 介護予防事業の充実	43
(1) 二次予防事業の推進	43
(2) 一次予防事業の推進	46
3 包括的支援事業の推進	49
(1) 介護予防ケアマネジメント事業	49
(2) 総合相談支援事業／権利擁護事業	49
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業	50
4 任意事業の推進	51
(1) 介護給付等費用適正化事業	51
(2) 家族介護支援事業	51
(3) その他事業	53
5 介護予防・日常生活支援総合事業への取組み	55
6 地域支援事業費の見込み	56

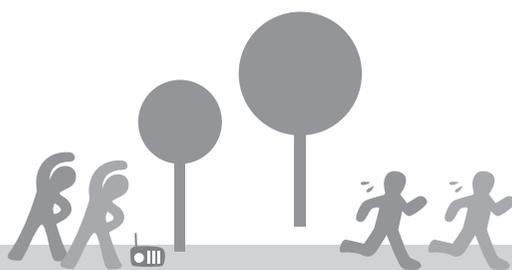
第3章 適正な介護保険給付サービスの基盤づくり	58
1 介護保険の適正な運営	58
(1) 介護サービスの質の向上	58
(2) サービス利用の促進	58
2 介護サービス・介護予防サービスの基盤整備	59
3 介護保険給付サービスの見込み量	60
(1) 居宅介護支援・介護予防支援	61
(2) 居宅サービス	62
(3) 施設サービス	75
4 地域密着型サービスの基盤整備	79
5 負担軽減を目指した保険料の算出	82
(1) 保険料の算出方法	82
(2) 第5期の介護保険料段階	83
(3) 給付費と地域支援事業費の推計	84
(4) 第1号被保険者の保険料算定	87
第4章 地域で高齢者を支える体制づくり	90
1 日常生活圏域の設定	90
(1) 市の概要	90
(2) 本市における圏域の考え方	90
2 地域ケア体制の確立	91
3 地域包括支援センターが担う役割	92
(1) 地域包括支援センターを核としたネットワークづくり	92
(2) 地域包括支援センターの機能の充実	93
(3) 地域包括支援センター運営協議会の役割	94
4 総合的な介護予防の推進	95
第5章 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり	98
1 認知症高齢者への対応	98
(1) 認知症サポーター	98
2 高齢者虐待の防止	98

3	地域福祉コミュニティの形成	99
4	きめ細かな相談・支援体制の整備	100
5	高齢者が暮らしやすい環境の整備	100
6	権利擁護の利用促進	100
7	災害時要援護者支援体制について	101
第6章 計画の推進体制		104
1	地域ケア・ネットワークの整備	104
	(1) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備	104
	(2) 地域福祉と参画・協働（ボランティア、市民活動）	104
	(3) 保健・医療・福祉の連携	104
2	計画の進行管理および点検	105
資料編		108
1	計画策定の経緯	108
	(1) 計画策定委員会の設置	108
	(2) パブリックコメント手続き	108
	(3) 行政機関内部における連携	108
2	日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	109
	(1) 調査の目的	109
	(2) 調査の配布数と回収状況	109
	(3) リスク保有者の主な要因割合	110
	(4) 認知症と疾病状況	111
	(5) 二次予防事業対象者のリスク別状況	113
	(6) 地域での活動状況	116
3	葛城市介護保険事業計画策定委員会要綱	117
4	葛城市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	118



総論

第 1 章



計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

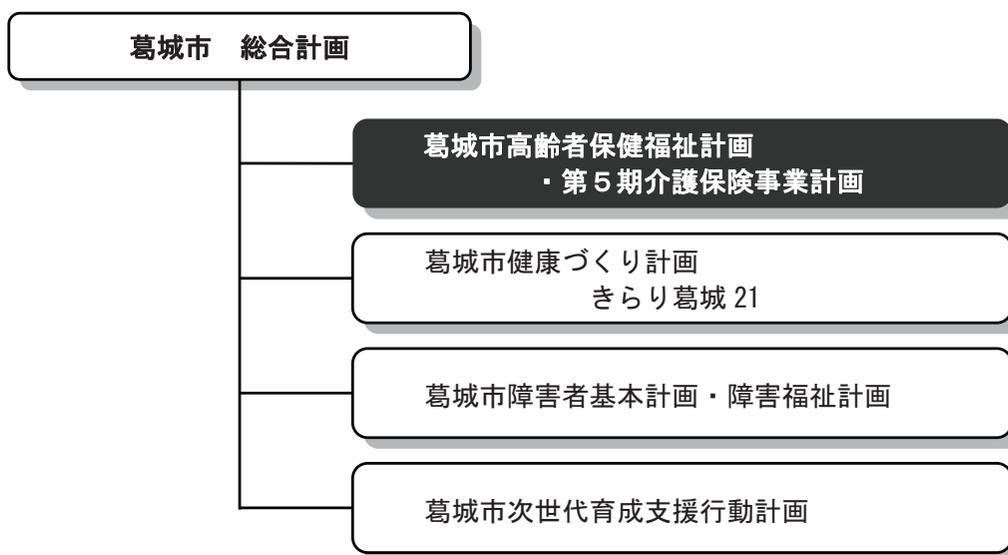
現在、全国的に進行している高齢化は本市でも例外ではなく、平成23年10月1日現在（住民基本台帳）の65歳以上の高齢者人口は、総人口の22.2%を占めており、「団塊の世代」が65歳を迎える平成27年には、さらに高齢化の進行が見込まれています。

高齢者の方々にとって、介護が必要となった場合にも地域で安心して生活できるかどうか最大の不安要因であることから、真に介護を必要とする人のために、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして介護保険制度が平成12年に創設されました。介護保険制度は5年ごとに大きな制度内容の改正が規定されています。前回の改正では、少子高齢化社会の伸展を見据えた医療制度改革（平成18年度に関連法が成立）により、介護療養病床を廃止して老人保健施設等へ転換することや、高齢者医療制度の改正など、保健、福祉、医療、介護に大きな影響を及ぼす制度改正が行われました。また、介護従事者の人材不足や処遇に関する問題などが改善されました。今回の改正（平成23年）では、介護サービスの基盤整備強化を目的として、医療と介護の連携強化等、人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備等、認知症対策の推進、保険者による主体的な取組の推進、保険料の上昇の緩和という項目が改正され、高齢者の生活を取り巻く環境も大きく変化してきています。

葛城市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（以下、「第5期計画」という。）は、これらの制度改正等への対応や、これまでの事業の進捗状況などを踏まえて、高齢者を支える基盤づくりや施策を整理し、保健、福祉、医療、介護などの幅広い分野の事業について超高齢社会を見据えた地域福祉の観点から介護予防を主とした施策に体系化することで、総合的かつ計画的な方向性と目標を示す計画としています。

2 計画の位置づけと役割

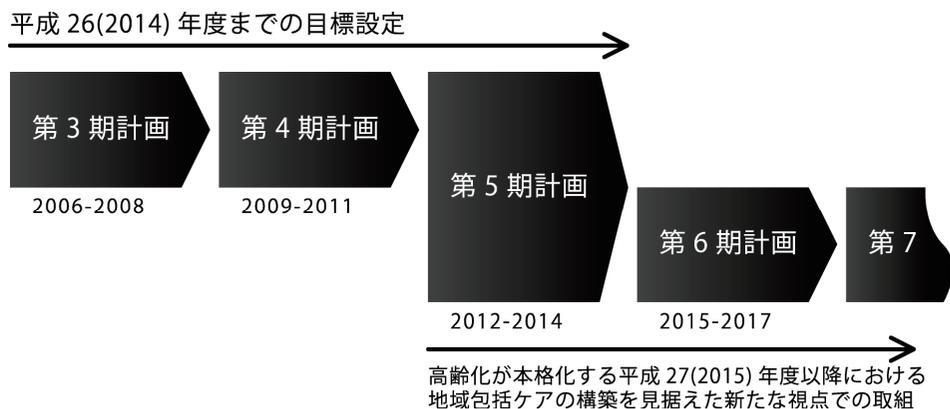
この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、本市における高齢者への保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにした高齢者保健福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づき、要支援・要介護認定者の人数、介護予防サービスや介護サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、サービスの提供体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定める介護保険事業計画からなります。



3 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、両計画の整合性を図りながら葛城市介護保険事業計画策定委員会における、第4期計画の見直しを含めた審議・検討を基に、平成23年度に策定したものです。

この計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。



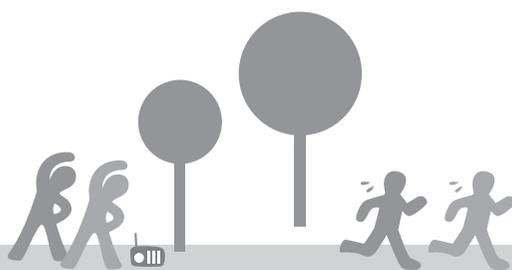
4 第5期計画策定に向けた制度改正

平成 23 年6月、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正が行われました。今回の改正では、①医療と介護の連携の強化等、②介護人材の確保とサービスの質の向上、③高齢者の住まいの整備等、④認知症対策の推進、⑤保険者による主体的な取組みの推進、⑥保険料の上昇の緩和を重点的に捉え、明るく活力ある超高齢社会の構築と高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の整備を目指すこととしています。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、医療、福祉関係者、公募市民等により構成する「葛城市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の基本となる重要事項についての審議を行いました。庁内体制としては、保健、福祉の各担当課や関係機関の協力により、方策を取りまとめました。また、平成 23 年7月1日から15日に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、地域での高齢者の実態を把握、分析し計画への反映を行いました。さらに、平成 24 年1月16日から2月10日にパブリックコメントの手続きを行い、市民のみなさんからご意見をいただきました。

第2章



高齢者を取り巻く現状と今後の高齢者像

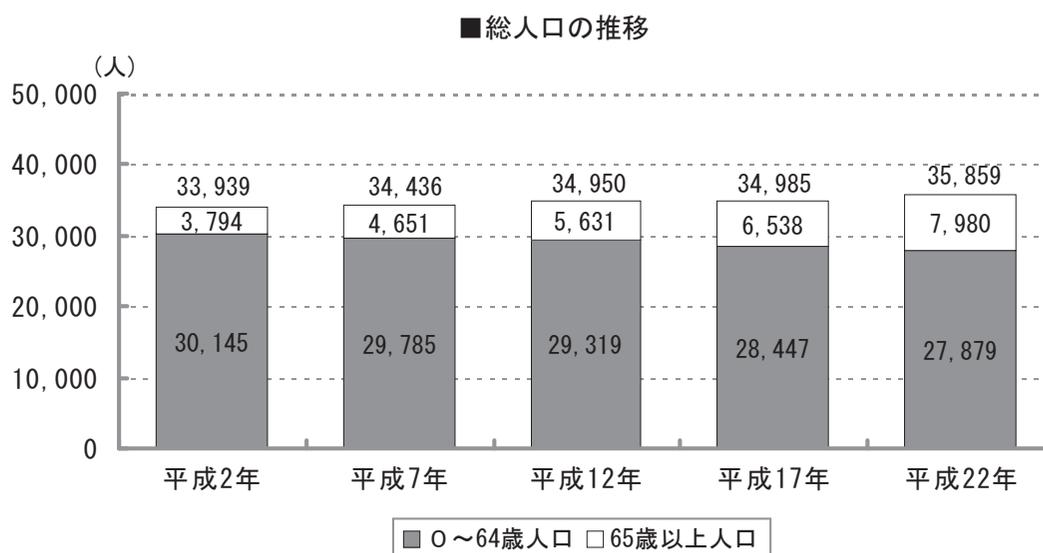
第2章 高齢者を取り巻く現状と今後の高齢者像

1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

① 総人口の推移

本市の人口は平成2年以降緩やかな増加傾向にあり、若干の人口増加がみられます。さらにその割合をみると、0～64歳人口の占める割合は減少傾向にある一方、65歳以上の割合が年々増加しています。65～74歳までの前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに増加していますが、特に前期高齢者の増加率が高くなっています。



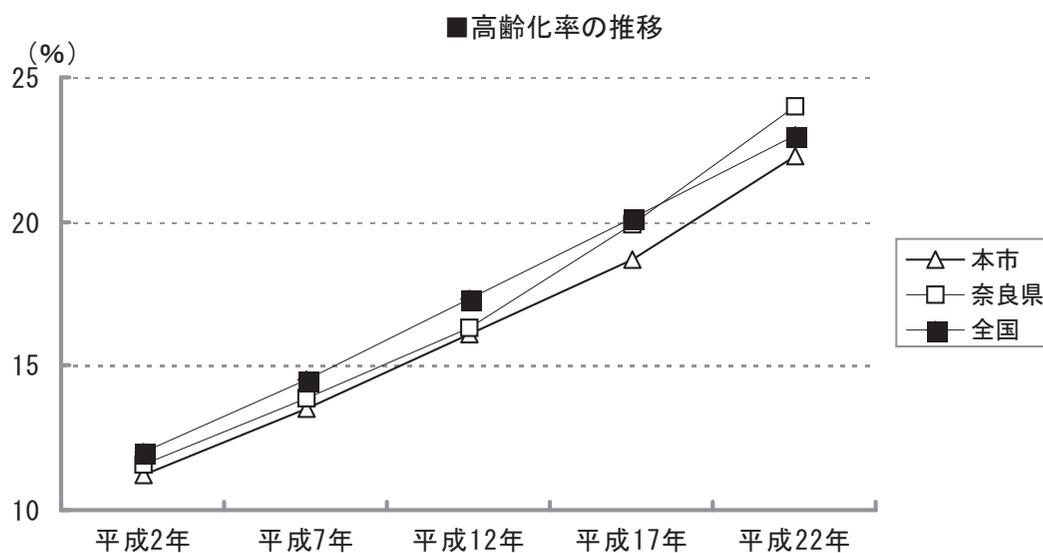
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～64歳人口 (人)	30,145	29,785	29,319	28,447	27,879
比率 (%)	88.8	86.5	83.9	81.3	77.7
65歳以上人口 (人)	3,794	4,651	5,631	6,538	7,980
比率 (%)	11.2	13.5	16.1	18.7	22.3
合計 (人)	33,939	34,436	34,950	34,985	35,859

※平成2年～12年の数値は、旧新庄町、旧當麻町合算

資料：国勢調査

② 高齢化率の推移

本市の高齢化率（人口全体のうち65歳以上人口の占める割合）を見ると、奈良県、全国との比較では依然低い割合となっています。平成22年の高齢者人口は7,980人であり市総人口の22.3%を占めています。



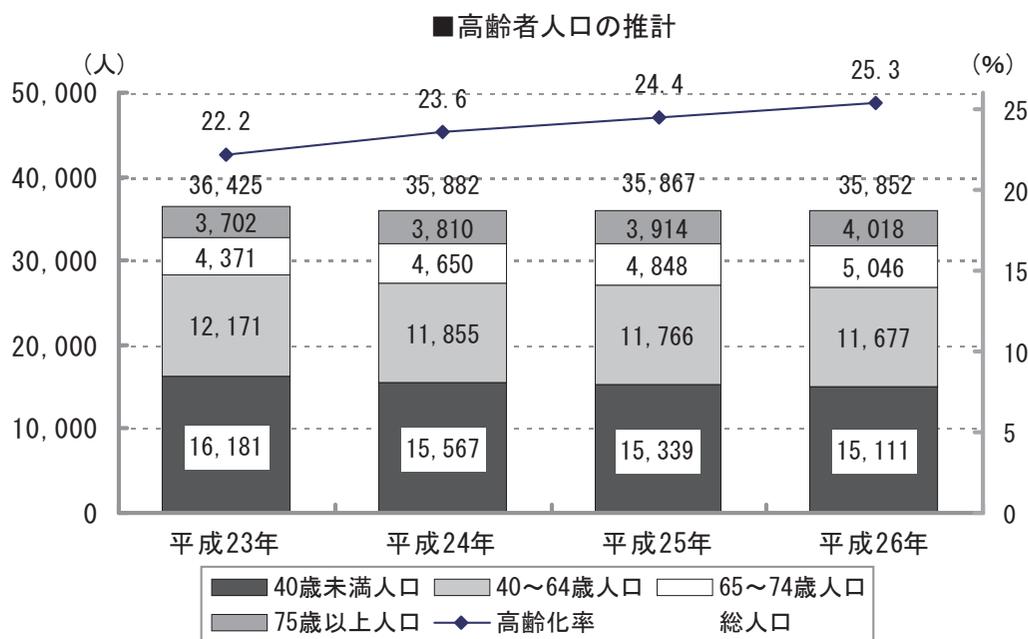
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
本市	11.2	13.5	16.1	18.7	22.3
奈良県	11.6	13.9	16.6	19.9	24.0
全国	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0

※平成2年～12年の数値は、旧新庄町、旧當麻町合算

資料：国勢調査

③ 高齢者人口の推計

平成 12 年と平成 17 年の住民基本台帳をもとに本市の人口を推計すると、高齢者人口は平成 23 年から平成 24 年にかけて前期高齢者の伸びが大きくなります。これは、いわゆる団塊の世代が 65 歳以上になることによります。計画の最終目標年次である平成 26 年には、高齢化率が 25.3%に達する予測されます。

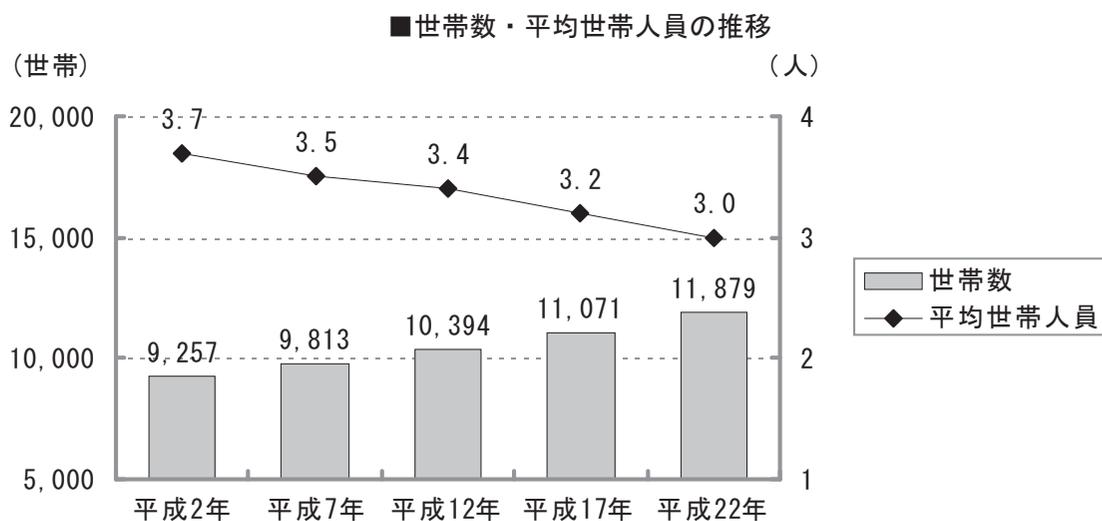


	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口 (人)	36,425	35,882	35,867	35,852
40歳未満人口	16,181	15,567	15,339	15,111
40～64歳人口	12,171	11,855	11,766	11,677
65～74歳人口	4,371	4,650	4,848	5,046
75歳以上人口	3,702	3,810	3,914	4,018
高齢化率 (%)	22.2	23.6	24.4	25.3

(2) 高齢者世帯の状況

① 世帯数・平均世帯人員の推移

本市の世帯数は近年増加傾向にあります。1世帯あたり人員数は年々減少しており、平成2年の3.7人が平成22年には3.0人となっています。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数 (世帯)	9,257	9,813	10,394	11,071	11,879
平均世帯人員 (人/世帯)	3.7	3.5	3.4	3.2	3.0

資料：国勢調査

② 65歳以上高齢者のいる世帯数

本市の世帯の中で、65歳以上高齢者のいる世帯は全体の43.6%を占めています。奈良県、全国と比較するとやや多くなっていますが、その内の高齢者単身世帯の占める割合では全体の6.7%にとどまり、奈良県、全国と比較して少なくなっています。

また、ニーズ調査結果から高齢者の家族構成別割合を全体でみると、「ひとり暮らし」は10.5%、「配偶者と二人暮らし」は32.1%、「配偶者以外と二人暮らし」は4.4%となっています。

■65歳以上高齢者のいる世帯数

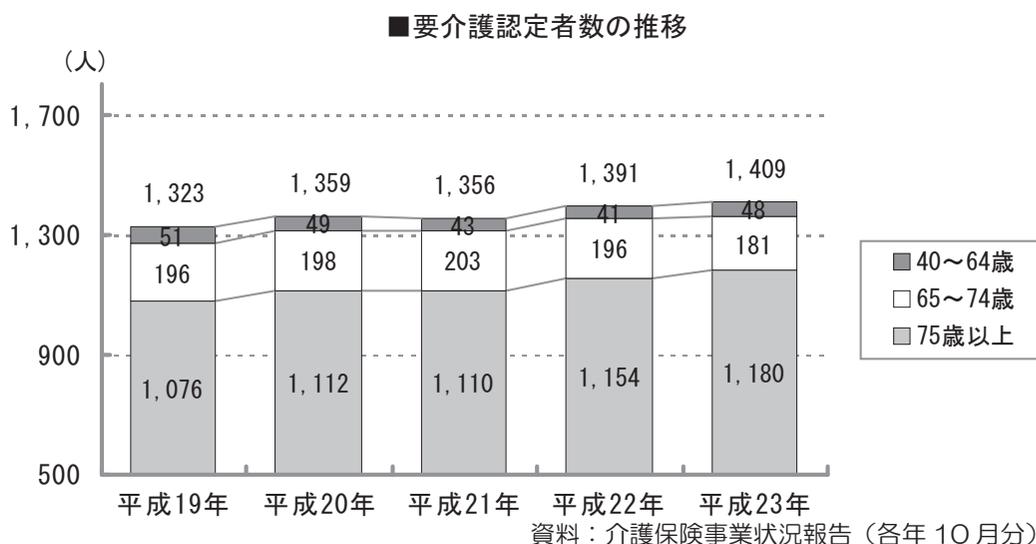
	本市		奈良県		全国	
	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)
総世帯	11,879	100.0	522,600	100.0	51,842,307	100.0
65歳以上高齢者の いる世帯	5,184	43.6	218,526	41.8	19,337,687	37.3
高齢者単身世帯	798	6.7	46,901	9.0	4,790,768	9.2
平均世帯人員 (人/世帯)	3.0		2.6		2.4	

資料：平成22年 国勢調査

(3) 要介護認定者の推移

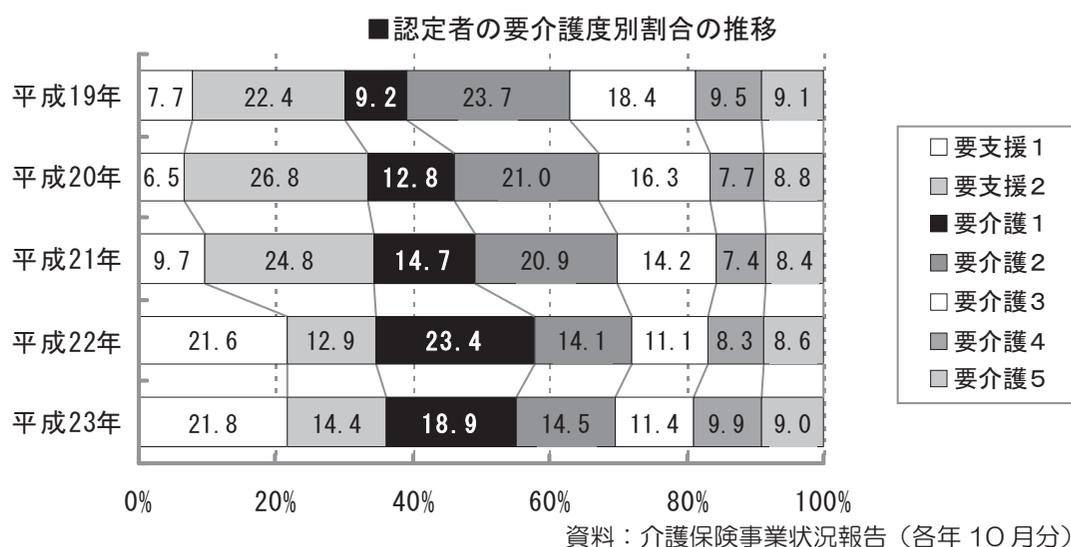
① 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は制度開始から増加傾向にあります。その伸びは近年緩やかになり、平成23年10月現在の認定者数は1,409人となっています。年代別にみると、全体の約84%を75歳以上の要介護認定者が占めています。



② 要介護度別割合の推移

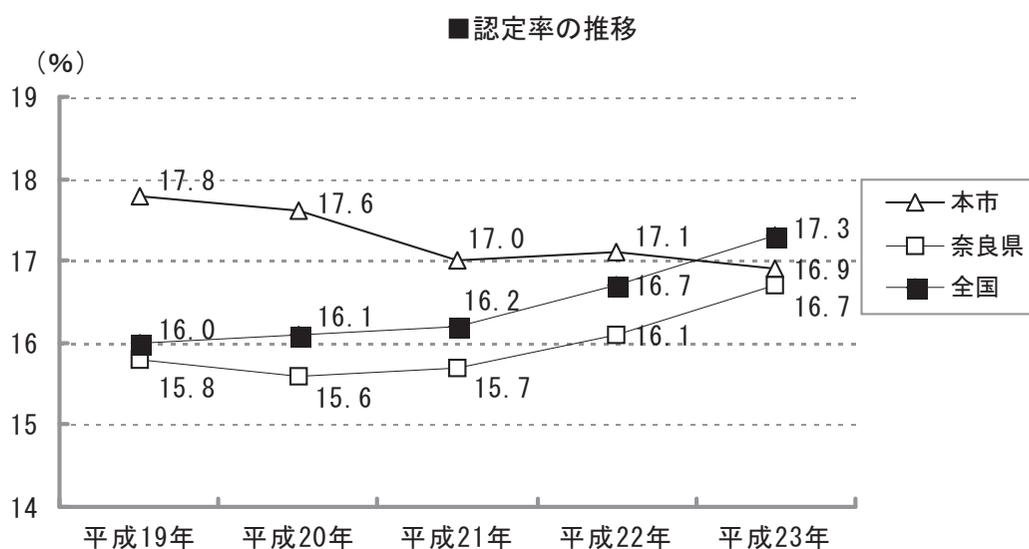
要介護認定者を要介護度別にみると、平成20年以降、要支援、要介護1の軽度認定者の構成比が45～60%の間で推移しています。平成21年4月に認定基準の見直しが行われた影響で、軽度層の割合が大きく変動しています。一方、要介護4・5の重度の認定者割合はあまり変化がみられませんでした。



③ 認定率の推移

要介護認定率（要介護認定を受けた方の65歳以上人口に占める割合）の推移をみると、近年、認定者数の増加が緩やかな状態になり、認定率が低下してきています。前期高齢者、後期高齢者別にみても、ともに低下してきています。

奈良県、全国との比較では、本市の認定率が低下し奈良県、全国の認定率が上昇していることから、平成23年には本市が全国を下回り、奈良県とほぼ同率となっています。

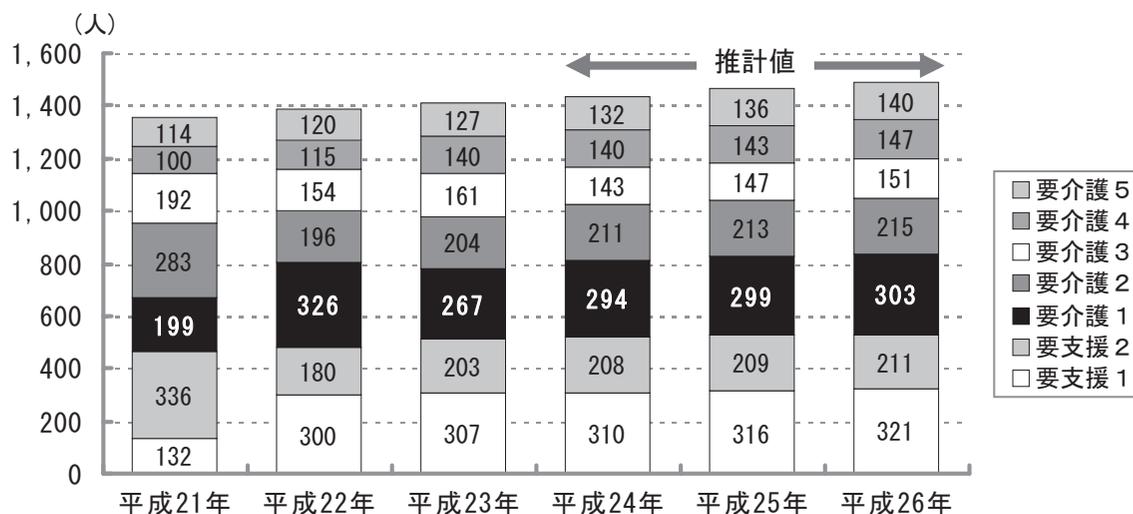


資料：介護保険事業状況報告（各年10月分）

④ 要介護認定者の推計

本市の要介護認定者の推計については、地域支援事業、予防給付等による一定程度の介護予防事業効果があったと考え、平成26年までの要介護認定者を推計しました。その結果をみると、後期高齢者の増加に伴って、要介護認定者数は緩やかに増加していくことが予測されます。

■ 要介護認定者の推移と推計



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護認定者数(人)	1,356	1,391	1,409	1,438	1,463	1,488
要支援1	132	300	307	310	316	321
要支援2	336	180	203	208	209	211
要介護1	199	326	267	294	299	303
要介護2	283	196	204	211	213	215
要介護3	192	154	161	143	147	151
要介護4	100	115	140	140	143	147
要介護5	114	120	127	132	136	140

2 生きがいを感じられる地域の自主活動

高齢者ができる限り健康を保持するためには、高齢者自身が生きがいや社会とのかかわりを持ち続けることが重要です。

① 老人クラブ

地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である老人クラブでは、活発な地域活動が展開されています。具体的には清掃・美化運動、子ども会との交流、祭り、防犯パトロール、ウォーキングなどの健康づくり、男の料理教室等が行われています。

本市では、地域活動に参加しやすい環境を整えるとともに、自らが住んでいる地域をさらに住みよいところにしていくための取組みを支援し、自主的な活動をさらに充実させることにより、魅力あるクラブづくりを支援しています。

一方、老人クラブを全国的にみても、クラブ数と会員数ともに平成 10 年度をピークとして年々減少し続けており、1.7万クラブ・160万人以上が減少しています。同様に奈良県各市町村においても同じ傾向が見られています。このような現状の中においても、本市の老人クラブはクラブ数と会員数ともに維持または増加傾向にあり、本市の自慢できるもののひとつとなっています。

② シルバー人材センター

それまで培った知識や経験、技能を活かし社会に役立てるとともに、就業することにより高齢者自身の生きがいにつながり、また社会参加の機会が確保できています。

本市では、高齢者にふさわしい仕事を企業、家庭や公共団体から引き受け、地域に密着した仕事の確保と提供ができるように支援しています。また、本計画の策定にあたっては、本市の高齢者全員の生活実態の把握等を収集するためのアンケート調査を実施しましたが、その際の調査票の配布・回収業務を委託して、想定した以上の回収率を得ることができました。

3 第5期計画における課題整理

高齢者を取り巻く現状やアンケート調査結果からみた、第5期計画を策定する上での課題は以下のとおりとなりました。

課題1 高齢期に至るまでの健康づくりの取組み

高齢期の身体機能をみると、65～69歳において問題となるリスク要因は、“1年前と比べて歩く速度が遅くなった”という回答が最も多くあり、成人期や中年期からウォーキングなど健康づくり実践が必要となります。（アンケート調査の結果）

課題2 地域住民同士のふれあい強化

祭りや行事をはじめ地域活動への参加割合が6割前半にありますが、地域の高齢化の進行を考えると、地域に住む高齢者同士の相互扶助精神が必要となります。（アンケート調査の結果）

課題3 要支援・要介護認定者の予備群となる、二次予防事業対象者に対して介護予防の充実と生活支援サービスの提供

健康自立度からみた高齢者像の一つである、「二次予防事業対象者」の割合が3割あるため、新たな「要支援・要介護認定者」を作らないような介護予防事業の充実策が必要です。また転倒リスク保有者をみると、一人暮らしの方の中では3割近くいることから、食料品等の買い物支援や安否確認などの生活支援サービスの充実が必要となります。（アンケート調査の結果）

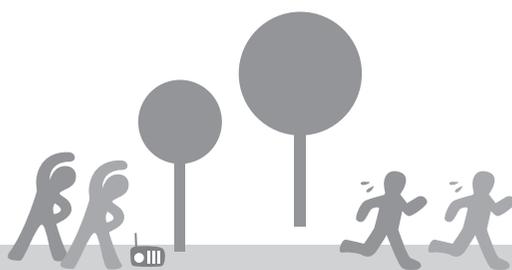
課題4 高齢者への負担軽減に向けた、介護給付費の適正化対策の強化

半数以上の世帯が厳しい生活費でやりくりしているのが実情であり、保険料高騰を抑えるためにも、適正な介護サービスの利用や介護サービス事業者への指導強化など、介護給付費の適正化対策の強化が必要となります。（アンケート調査の結果）

課題5 高齢期となる団塊世代の活力を活かした地域づくり

団塊世代が第5期計画の期間中に高齢者となる機会を捉えて、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして、積極的な役割を果たしていけるような環境づくりが不可欠となります。地域で活動することで自身の生きがいや健康維持にもつながり、広い意味での介護予防となります。

第 3 章



計画の基本理念・基本目標

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

平成27年には、昭和22～24年までに生まれたいわゆる“団塊の世代”が高齢期に突入します。さらにその10年後には高齢者人口はピークを迎え、全国の高齢化率は30%を超えと言われています。

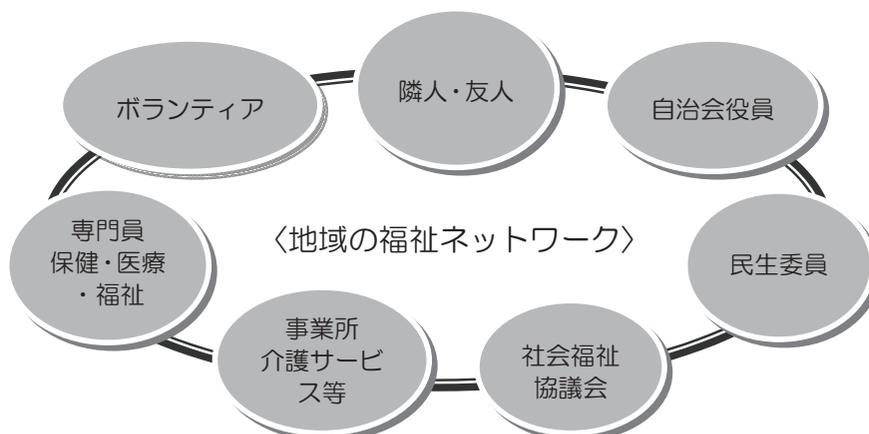
今後確実にやってくる超高齢社会とは、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が21%以上の社会を言いますが、本市の今後の人口推計では、平成27年には高齢化率が26.1%に達することが予測されています。そのような中で、団塊の世代の方が地域の一員として、地域での活動を通じて自己実現したいというニーズが高まっています。

本市では、市の計画の柱の1つに『福祉の心が常に息づくまちづくり』を掲げています。これについては、現在の超高齢社会と向き合いながら地域で安心できる暮らしを営むために、地域住民のつながりや支え合いによる地域福祉をより一層地域に根付かせていくことが非常に重要となることを意味しています。

第3期計画で定めた基本理念である、『みんなでつくる 和・輪・環 いつまでも 元気 いきいき かつらぎし』を引き継ぎ、ともに人と人、人と地域のつながりを重視して計画の推進に努めていきたいと考えます。

それには、行政による介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスを充実していくことはもちろんですが、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや地域の福祉活動に目を向け、地域の力を活かしながら取り組むことが大切であると考えます。市民、ボランティア、関係機関、行政が協働して、健康で安心して地域で暮らし続けることのできる葛城市の実現を目指します。

みんなでつくる 和・輪・環
いつまでも 元気 いきいき かつらぎし



(1) 基本的視点

基本理念『みんなでつくる 和・輪・環 いつまでも 元気 いきいき かつらぎし』の中には、様々な“わ”が入っています。

本計画では、以下のような3つの“わ”の視点から、本市の高齢者保健福祉、介護保険の方向性を定めます。

見守り、支える 地域の和

これから、高齢者の急激な増加、認知症高齢者等の増加が懸念される中、地域福祉の視点は非常に重要なものとなっています。地域みんなで高齢者を見守り、支えていけるよう、日頃からの交流や、主体的な地域住民活動を支援していきます。

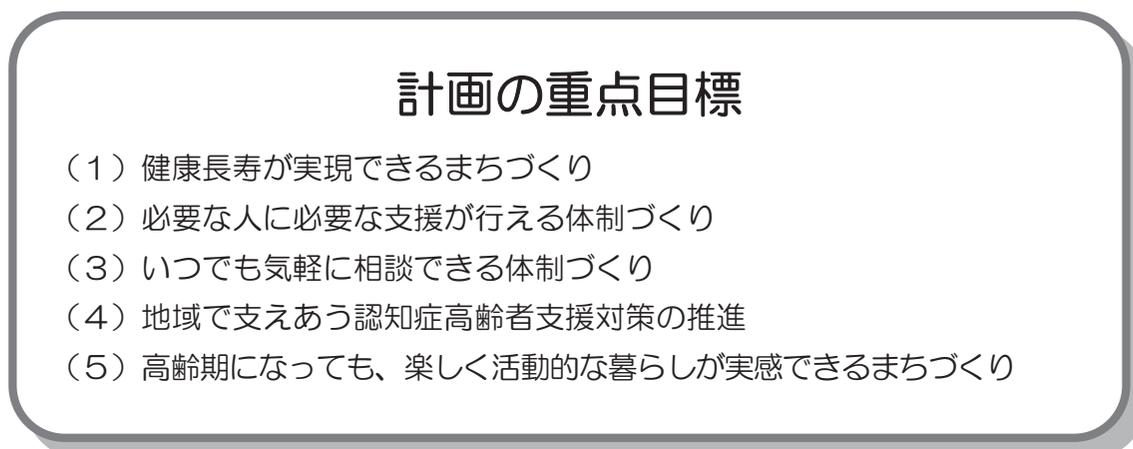
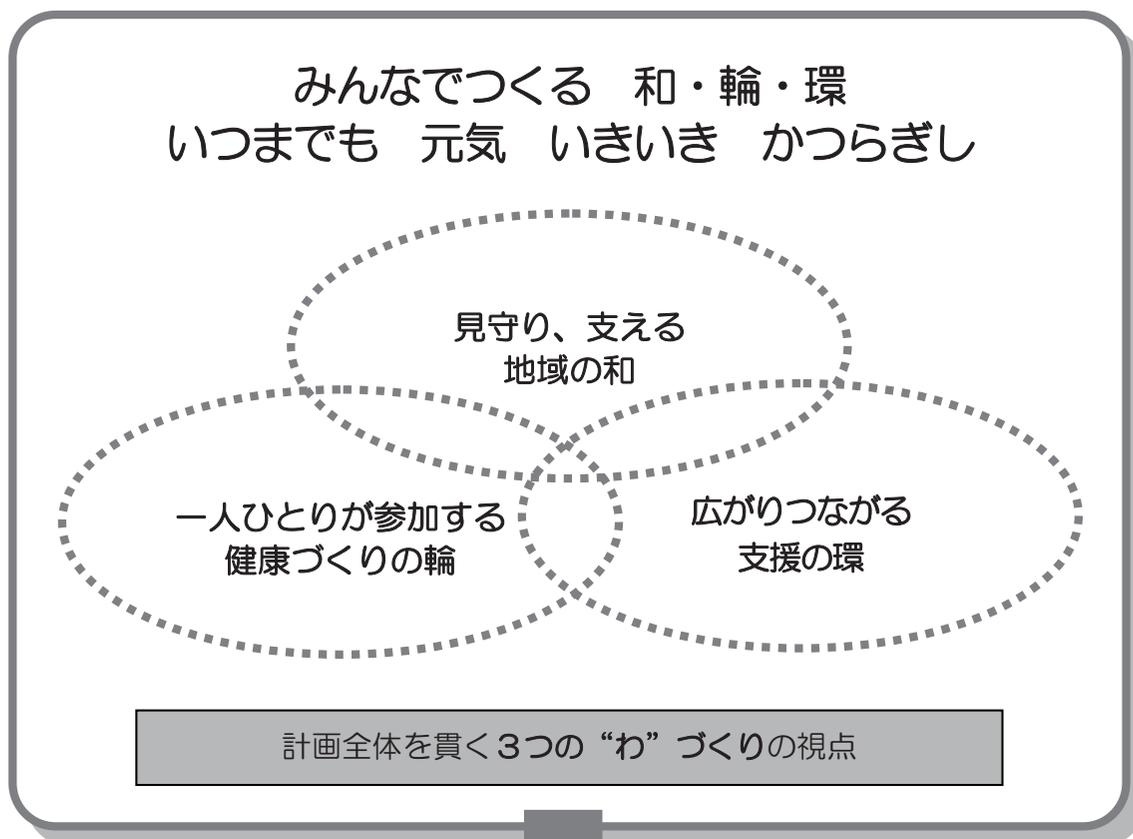
一人ひとりが参加する 健康づくりの輪

本市では、健康なまちづくりの計画「きらり葛城 21～イキイキ輝くまちプラン～」のもと、市民の参画による健康づくり活動に取り組んでいます。高齢期を健康でいきいきと暮らしていくためにも、生涯を通じた健康づくり運動を市全体で進めていきます。

広がりつながる 支援の環

介護サービス・介護予防サービスや、相談、情報の提供など、高齢者が、必要なあらゆる支援を適切に受けられるよう、総合的、一体的なサービス提供体制づくりを進めます。また、そのサービスは公的なものにとどまらず、地域の活力も積極的に活かしていきます。

■計画の全体イメージ



各施策



各施策



各施策



各施策

2 計画の重点目標

(1) 健康長寿が実現できるまちづくり

本格的な高齢社会が到来している今、高齢者ができるだけ長く、健康で自立した生活を送ることができるようにすることが求められています。高齢者が要支援・要介護状態に至る前段階からの、また要介護状態の悪化を防止するための、連続的で一貫性のある介護予防事業を実施するとともに、高齢者自らが主体的に取り組むことができるような健康づくり・介護予防支援に取り組みます。→ [課題1に対応](#)

(2) 必要な人に必要な支援が行える体制づくり

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように居宅サービスの質、量両面での充実を図ります。

また、高齢者をかかえる家族への積極的な援助を進め、サービスが必要な人に適切な支援が行える体制づくりに努めます。→ [課題3・4に対応](#)

(3) いつでも気軽に相談できる体制づくり

地域包括支援センターにおいて、必要な情報の共有化を図りながら一体的な相談体制を構築します。また、地域包括支援センターと地域住民やボランティア、特定非営利活動法人（NPO法人）等との連携を強化し、高齢者を地域全体で支える地域福祉コミュニティを形成することで、地域の高齢者が気軽に相談でき、迅速な対応ができる環境づくりを目指します。→ [課題2に対応](#)

(4) 地域で支えあう認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営めるよう、保健・医療・福祉等の関係機関や担当部局が連携し、それぞれの地域の実情に応じた総合的なサービス提供体制の整備を図ります。また、「認知症サポーター」の育成を行うことで、地域住民の認知症についての理解を図り、地域ぐるみでの見守り体制を目指します。→ [課題2に対応](#)

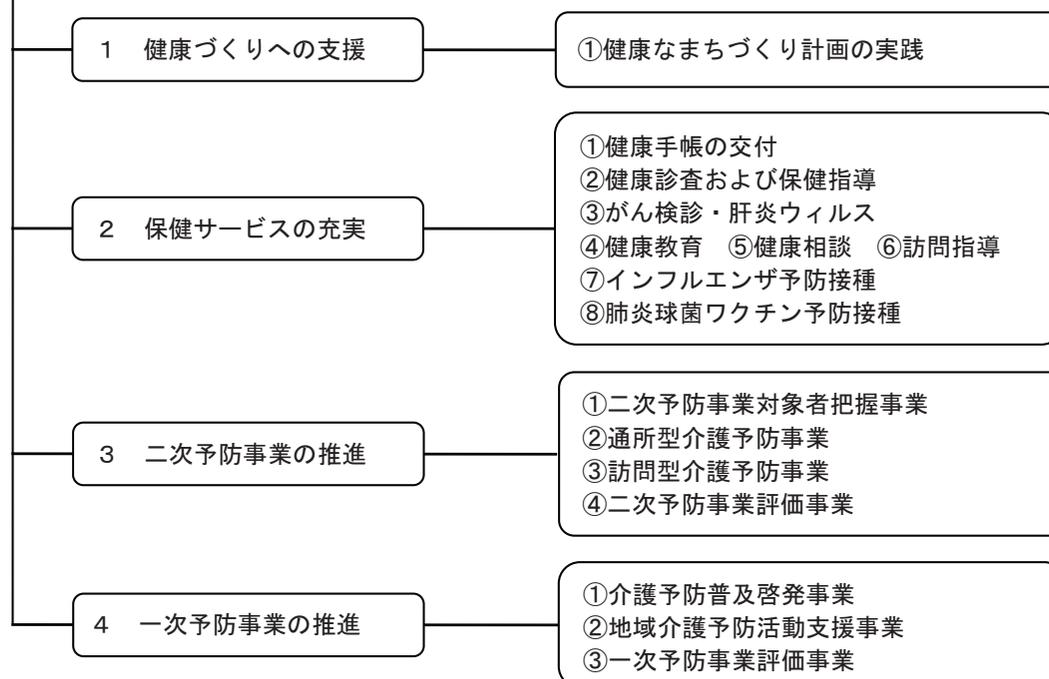
(5) 高齢期になっても、楽しく活動的な暮らしが実感できるまちづくり

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして、積極的な役割を果たしていけるような社会づくりが重要です。高齢者の自主的な組織であり、地域を支える活動を展開している老人クラブの活動の支援、生涯学習の推進、シルバー人材センターなど高齢者雇用対策を推進します。→ [課題5に対応](#)

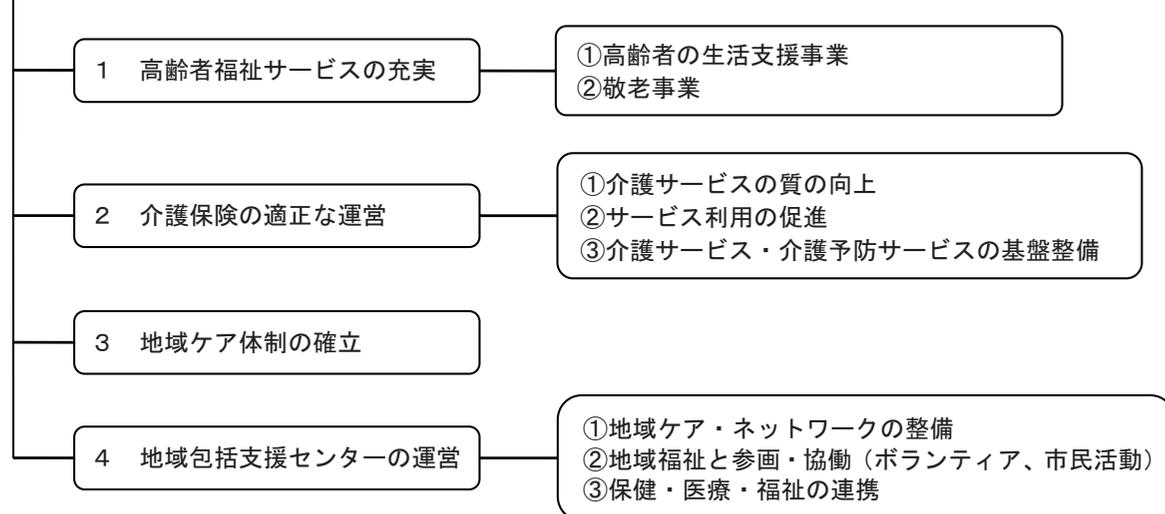
3 施策の方向性

みんなで作る和・輪・環
いつまでも 元気 いきいき かつらぎし

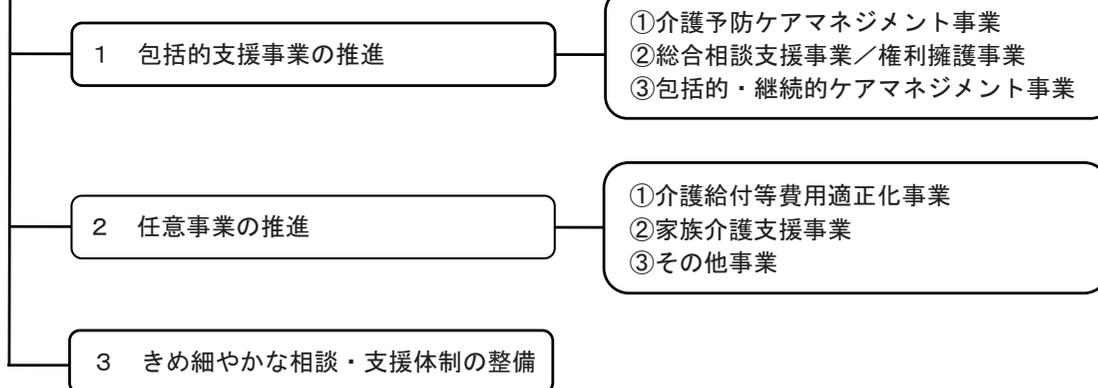
重点目標 1 健康長寿が実現できるまちづくり



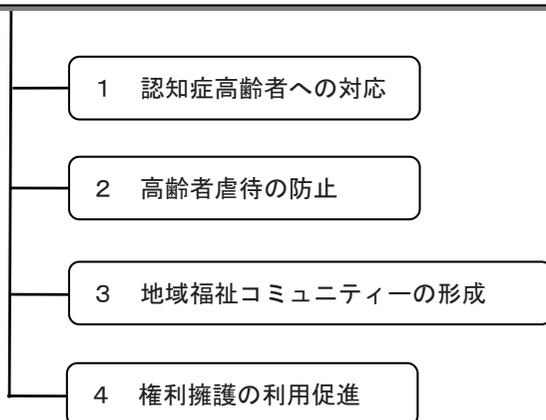
重点目標 2 必要な人に必要な支援が行える体制づくり



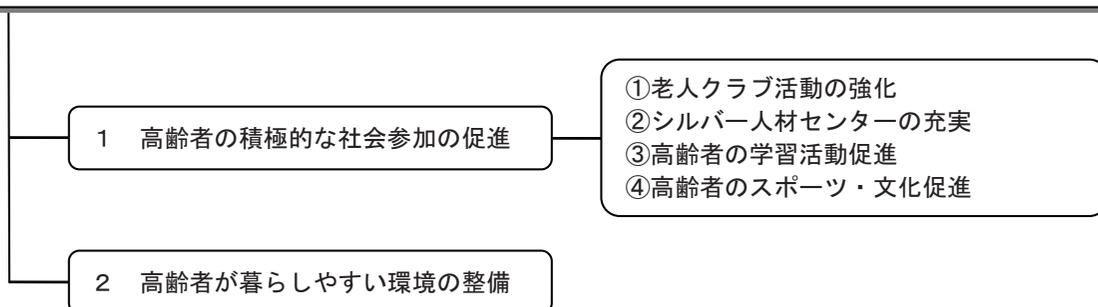
重点目標3 いつでも気軽に相談できる体制づくり



重点目標4 地域で支えあう認知症高齢者支援対策の推進



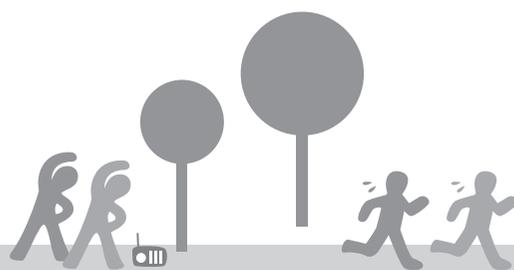
重点目標5 高齢期になっても、楽しく活動的な暮らしが実感できるまちづくり



The image features two horizontal rows of light gray dots, one above and one below the central text. Each row consists of 12 dots spaced evenly across the width of the page.

各論

第 1 章



高齢者の健康維持、生きがいづくり

第1章 高齢者の健康維持、生きがいつくり

1 高齢者の健康づくりと疾病予防の推進

(1) 健康づくりへの支援

高齢者の介護予防の推進、健康寿命の延伸という観点から、これまで「健康的な 65 歳」が目指されてきましたが、高齢化が進むなかで「活動的な 85 歳」が新たな目標とされています。高齢者の健康づくりにおいては、高齢期以前からの健康診査などによる疾病の早期発見・早期治療や、健康づくりに関する正しい知識と意識を高めることなどが大切なこととなっています。

本市では、地域住民による主体的な健康づくり活動を推進する計画が平成 18 年度に作成され、この計画に基づく健康なまちを目指し、ポピュレーションアプローチ（生活習慣の改善を促進する環境整備）を進めています。また、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」に基づき生活習慣病の有病者・予備群等に対するハイリスクアプローチを中心とした保健事業を実施しています。

【今後の方向性】

平成 18 年度に新たに策定された健康なまちづくり計画「きらり葛城 21～イキイキ輝くまちプラン～」に基づき、地域全体での健康づくりの気運を高め、住民参加によるポピュレーションアプローチを今後も引き続き推進していきます。

また、「きらり葛城 21～イキイキ輝くまちプラン～」を中心とした、ポピュレーションアプローチと特定健康診査・特定保健指導等をはじめとするハイリスクアプローチとを組み合わせる相乗効果による健康づくりに取り組み、適宜アウトカム（結果）評価等を行いながら推進していきます。

■ 健康なまちづくり計画の実践「きらり葛城 21～イキイキ輝くまちプラン～」

今後いっそう進展していく少子高齢社会において、健康で生きがいを持って老後を過ごせるかが大きな課題となっています。心も体も健康で暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣等をこれまで以上に改善する一次予防を重視し、健康の保持増進を目指すことが重要です。住民参加のもと策定されたこの計画では、住み慣れた地域において健康で長生きでき、お互いに支え合っていけるよう「地域力」を高め、「住み続けたいまち、住んでみたいまち」と思えるような健康なまちづくりを目指しています。

【健康づくりの6つの分野】

この計画では、次の6つの分野において健康づくり運動を進めています。

■ 各分野の主な取組み

- ①栄養・食生活 … 手ばかり栄養法の普及
- ②運動習慣 … 運動習慣関連情報の提供
- ③たばこ … 受動喫煙の防止
- ④こころの健康 … 地域でのつながりづくり
- ⑤歯の健康 … 歯みがき習慣の普及
- ⑥保健事業 … 受けやすい多様な健（検）診の整備など

（2）保健サービスの充実

平成22年において日本人の平均寿命は、男性79.64歳、女性86.39歳となり、高齢期の期間は年々伸びています。本市ではより健康に高齢期を過ごしていただくために、高齢期と壮年期となる世代に対しての保健サービスを実施しています。

介護保険制度の改正により、65歳以上を対象とする保健サービスの多くが、介護予防を目的とした統一性のある「地域支援事業」として介護保険制度の中に組み込まれて実施されてきました。さらに、平成19年度をもって「老人保健法」が廃止され、平成20年度からは、がん検診、健康教育、健康相談、「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められたもの以外の健康診査、その他健康増進事業等を「健康増進法」に基づき実施しています。

高齢者への保健サービスについては、健康増進計画「きらり葛城21」と連携を図りながら健康増進課がともに実施しています。

① 健康手帳の交付

健康診査やその他保健事業など健康の保持増進のために必要な事項を記載し、一人ひとりの健康管理意識を高めることを目的としています。

今後は、市民が健康手帳を活用して健康管理をし、継続的に生活習慣行動の改善ができるよう、健康手帳の活用方法に関するPRや指導に努めます。

■ 健康手帳の交付実績

	平成21年度	平成22年度
交付延べ人数（人）	500	500

② 健康診査および保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」等に基づき特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査を実施します。内臓脂肪型肥満に着目し、糖尿病等の有病者、予備群を減少させることを目的としています。健診は、一人ひとりが生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、市民にとって魅力ある健診、受診しやすい健診体制等により受診者の拡大に努めます。

また、受診結果から生活習慣の改善につながるよう継続的に保健指導を実施します。

■健康診査および保健指導実績

			平成21年度	平成22年度
（特定） 健康診査	個別受診者数（人）	40～64歳	307	309
		65～74歳	457	454
		75歳以上	298	302
	集団受診者数（人）	40～64歳	129	205
		65～74歳	126	186
		75歳以上	29	34
合計		1,346	1,490	

		平成21年度	平成22年度
保健指導（人）	40～64歳	94	49
	65～74歳	150	70
	75歳以上	8	7
	合計	252	126

③ がん検診・肝炎ウイルス検診

がん検診については、胃・肺・子宮・乳・大腸の各種がん検診に加え、平成17年度から前立腺がん検診を実施しています。

肝炎ウイルス検診は、国の肝炎対策の一環として、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を確認し、肝炎による健康障害を回避させることを目的として実施しています。

今後は、検診受診率向上に向けて啓発するとともに、早期発見、早期治療に結びつくように、要精密検査となった人が確実に精密検査を受診しているか等の追跡調査を行います。

■がん検診・肝炎ウイルス検診実績

単位：人

	平成21年度			平成22年度		
	個別	集団	合計	個別	集団	合計
胃がん検診	139	453	592	85	534	619
肺がん（結核）検診	—	559	559	—	638	638
子宮がん検診	470	384	854	552	371	923
乳がん検診	405	340	745	306	344	650
大腸がん検診	689	529	1,218	606	643	1,249
前立腺がん検診	188	104	292	137	128	265
肝炎ウイルス検診	30	99	129	34	89	123

④ 健康教育

生活習慣病の予防、その他健康づくりに関することについて、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めることを目的として各種講座を実施しています。

また、疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に行う個別支援も実施していきます。

■健康教育実績

		平成21年度	平成22年度
集団健康教育	参加人数（人）	161	546

⑤ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行うことで家庭における健康管理に役立てていただくよう、新庄健康福祉センター、當麻保健センター、いきいきセンターなどで実施しています。

今後も引き続き市民にとって身近な相談窓口として、安心して気軽に相談してもらえるような体制づくりと事業の周知に努めるとともに、市民ニーズに応じた、総合的な相談支援体制を充実していきます。

⑥ 訪問指導

保健指導対象者や療養上の保健指導が必要であると認められる方に対し自宅等へ訪問し、生活習慣病予防、介護予防の観点から総合的に保健指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。

■訪問指導実績

		平成21年度	平成22年度
訪問指導	延べ実施回数（回）	3	17

⑦ インフルエンザ予防接種

平成13年の予防接種法改正により、インフルエンザは二類疾病（個人予防目的に比重を置いた疾病）に分類され、市区町村長はインフルエンザの予防接種を行わなければならないことになっています。定期の予防接種を行う対象者としては、65歳以上高齢者と、60～64歳で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方です。

本市では毎年10月から1月末にかけてインフルエンザ予防接種を希望者に対して行っています。

■インフルエンザ予防接種実績（高齢者）

		平成21年度	平成22年度
インフルエンザ予防接種	接種者数（人）	4,297	4,191

⑧ 肺炎球菌ワクチン予防接種

肺炎は、高齢者の死亡原因の上位を占めています。肺炎球菌によって引き起こされる肺炎を予防するため、65歳以上の方を対象に接種費用の一部助成を行う高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成事業を新たに実施していきます。

2 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者の生活支援事業

高齢者が質の高い生活を送ることができるよう、本市では各種高齢者福祉サービスを実施しています。サービスの対象者は、要介護認定において自立と判定された方や健康に不安のある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、支援が必要とされるすべての高齢者となっています。

① 軽度生活援助事業

ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯に対し、家周りの手入れ等の軽易な日常生活上の支援者を派遣する事業です。

今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■軽度生活援助事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	79	70

② 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

65歳以上の高齢者のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、心身の障害、疾病などの理由で、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に実施しています。

今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	0	1

③ 訪問理美容サービス事業

身体状況により、理容院や美容院に出向くことが困難な方に対し、訪問して理美容サービスを行う事業です。

今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■訪問理美容サービス事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	4	4

④ 緊急通報装置貸与事業

低所得のひとり暮らし高齢者に対し、居宅とゆうあいステーション、本市消防署を緊急通報システムで結び、急病や緊急時に 24 時間体制で迅速・適切に対応します。今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■緊急通報装置貸与事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	244	221

⑤ 日常生活用具給付等事業

65 歳以上で介護を受けている、ひとり暮らしの在宅高齢者を対象に、電磁調理器や火災報知器、自動消火器などを給付しています。利用者負担は、世帯の生計中心者の所得税額により、費用の一部負担または全額負担となります。今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■日常生活用具給付等事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	28	10

⑥ ひとり暮らし老人福祉電話回線貸与

低所得で電話の設置が困難な 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に、基本料金を助成しています。今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■ひとり暮らし老人福祉電話回線貸与の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	6	4

⑦ 在宅寝たきり老人等訪問歯科保健事業

歯科医院への受診が困難な 65 歳以上の在宅寝たきり高齢者を対象に、訪問歯科を実施しています。実績はありませんでしたが、今後も、この事業は引き続き実施していきます。

⑧ まごころ弁当配食サービス

ひとり暮らしの高齢者に、毎月1回、ボランティアグループの皆さんが調理し、民生委員の方がボランティア弁当の宅配を行っています。

今後も、このサービスは引き続き実施していきます。

■まごころ弁当配食サービスの利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	175	155

(2) 敬老事業

① 敬老会の開催

毎年敬老の日に、満70歳以上の高齢者の方々を対象に敬老会を開催し、それぞれの人生を敬い、その長寿をお祝いしています。

今後も、敬老会は引き続き開催していきます。

■敬老会の参加状況

	平成21年度	平成22年度
参加者数（人）	953	866

② 長寿お祝い事業

市内に居住する高齢者の健康長寿を祝い、敬老の意を表するとともに高齢者の福祉の増進を図るため、満88歳および100歳の節目の年に、お祝い品を贈呈しています。今後も、この事業は引き続き実施していきます。

■長寿お祝い事業の状況

	平成21年度	平成22年度
88歳の祝品（人）	110	118
100歳の祝品（人）	9	4

3 高齢者の積極的な社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動の強化

本市の老人クラブは、地域に根ざした自主的な組織であり、多くの会員とリーダーの手で支えられ継承されてきました。高齢者が自らの生活を豊かにする健康づくり、地域を豊かにする清掃奉仕や伝承活動などを中心に、高齢者が地域で互いに支え合い、励まし合いながら、楽しみをともにする様々な活動に取り組んでいます。

今後も気軽に参加できる身近なクラブ活動を充実させ、新規会員の加入しやすい魅力ある老人クラブになるように支援を図り、活動の促進に努めます。

■老人クラブの加入状況

	平成21年度	平成22年度
60歳以上人口（人）	10,498	10,901
会員数（人）	5,335	5,422
加入率（％）	50.8	49.7
クラブ数（クラブ）	64	63

（各年度4月1日現在）

(2) シルバー人材センターの充実

高齢者が生きがいを得る手段の一つとして、元気な間は社会のために働きたいという希望があります。活力ある経済社会を維持していくためには、できるだけ多くの高齢者が経済社会の担い手として活躍していくことが重要です。そのためにも、長年にわたって培われてきた知識、技能、経験を活かすことのできる雇用就業の場を確保する必要があります。

本市シルバー人材センターでは、健康で就労意欲のある高齢者に対して仕事を提供しています。平成22年度末の会員数は210人で、地域における高齢者の就業の場を確保するために大きな役割を果たしています。

今後も高齢者がその能力を活かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し生きがいを求める場としてシルバー人材センターの活動を支援していきます。

■シルバー人材センター会員数の状況

	平成21年度			平成22年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
会員数（人）	157	53	210	151	59	210
就業延べ人員（人）	17,817			18,188		

資料：公益社団法人葛城市シルバー人材センター（各年度末現在）

(3) 高齢者の学習活動促進

高齢期を迎えても、社会の変化に対応して積極的に社会参加を進めていくには、生涯にわたって学習機会を持つことが重要です。

このため、今後も公民館活動やいきいきセンターでの各種教室をはじめ、介護予防と生きがいつくりの一環として実施している「高齢者作品展」など、高齢者に対する様々な学習機会の提供を支援します。

■いきいきセンター（平成22年度 定期教室）

教室名	定員（人）	参加者（人）
手芸	女性 15	13
陶芸	男女 20	16
園芸	男女 30	28
俳句	男女 20	22
囲碁	男女 20	17
カラオケ	男女 20	28
バンパープール	男女 20	34

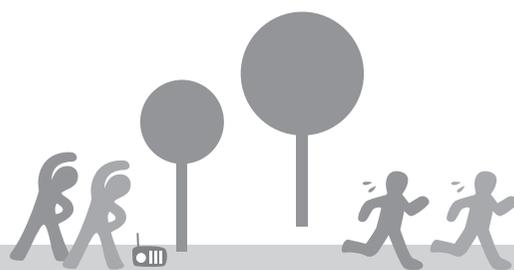
(4) 高齢者のスポーツ・文化促進

現在、市内の高齢者のスポーツは、いきがい広場や老人クラブ等においてグラウンドゴルフやペタンクなどが盛んに行われています。スポーツ活動は高齢者の健康維持や生きがいにもつながるため、今後もこれらのスポーツによる交流を促進します。

■いきがい広場（平成22年度 定期教室）

教室名	定員（人）	参加者（人）
グラウンドゴルフ	男女 30	13
ペタンク	男女 20	21

第2章



介護予防事業による元気づくり

第2章 介護予防事業による元気づくり

1 地域支援事業の考え方

(1) 地域支援事業の概要

高齢者が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成 18 年度より介護保険制度下において、「地域支援事業」が創設されました。地域支援事業は、従来の高齢者保健福祉事業を再編し、介護保険の中に組み込むことで、より連続的で一体的な高齢者の介護予防を行うことを目的としています。

また、地域包括ケアの一環として、平成 24 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。この事業は要支援・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することにより、利用者の視点に立った柔軟な対応が可能になるため、国の実施方針等を踏まえながら事業の実施について検討します。主な事業は以下のようになっています。

		事業名	事業内容
地域支援事業	必須事業	①介護予防事業	ア. 介護予防スクリーニングの実施 イ. 要支援、要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供（二次予防事業） ウ. 全高齢者を対象とする介護予防事業（一次予防事業）
		②包括的支援事業	ア. 介護予防ケアマネジメント事業
			イ. 総合相談支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等） ウ. 権利擁護事業（虐待の防止、虐待の早期発見等） エ. 包括的・継続的ケアマネジメント事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）
	③任意事業	介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等	

2 介護予防事業の充実

高齢者を対象に介護予防の事業や活動支援を行い、要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。また、地域において介護予防に向けた取組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する普及啓発を行います。また、各事業に対して実施後に評価を行い、実施内容を精査し、本計画期間内においても事業内容を見直すなど、その後の事業展開に活用します。なお、平成22年8月に地域支援事業の一部改正が行われ、介護予防特定高齢者施策は「二次予防事業」に、介護予防一般高齢者施策は「一次予防事業」に名称が変更になりました。

(1) 二次予防事業の推進

① 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者の把握のため、基本チェックリストの回答内容や民生児童委員等関係機関からの連絡、訪問活動による実態調査等により、二次予防事業対象者を把握するための事業です。

【現 状】

平成20年度に「日常生活に関する質問票」（基本チェックリスト）を、要介護認定等を受けていない65歳以上の方全員に送付しました。隔年においては、節目年齢の方、65歳到達者への「日常生活に関する質問票」の配布、回収を行い、介護予防事業の候補者に介護予防への理解を普及させてきました。また、随時、電話、訪問等により実態把握に努めています。

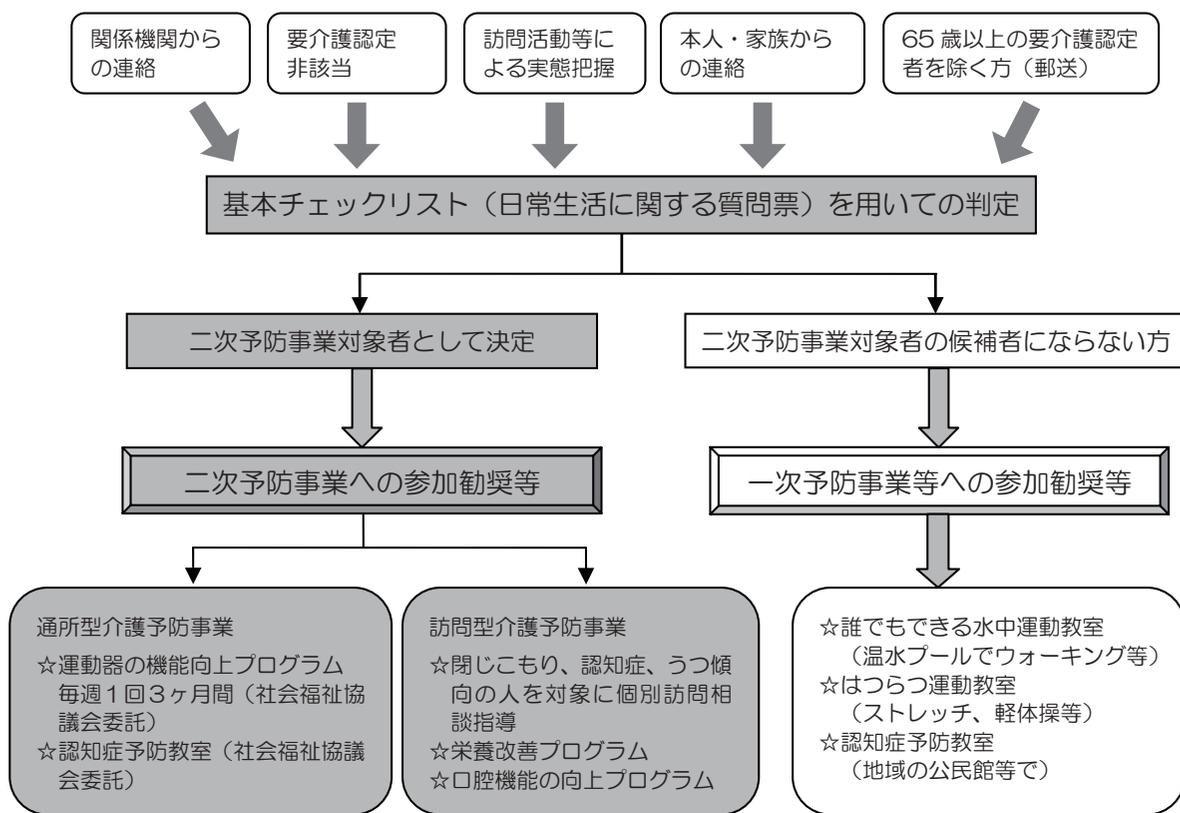
■二次予防事業対象者把握事業の状況

	平成21年度	平成22年度
把握者数（人）	1,033	1,248

【今後の方向性】

関係機関との連携のもと、ひとり暮らし高齢者や要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者、閉じこもり高齢者の状況を調査し、介護予防が必要な二次予防事業対象者のスクリーニングを行います。できるだけ多くの方を訪問し、必要な方に必要なサービスを提供できるよう、生活機能低下のおそれのある方の把握の充実に努めます。

■二次予防事業対象者把握事業 基本チェックリスト等の実施方法のイメージ図



② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者を対象に、通所により運動器の機能向上等に効果があると認められる事業(教室等)を実施し、要介護状態になることを予防します。

【現 状】

介護予防の必要な方に事業への参加を勧めながら、家庭でもできる簡単な体操を行う内容の「ゆうあいふれあい教室」及び頭を使った体操やレクリエーションを行う内容の「あたまハツラツ教室」を開催しています。

■通所型介護予防事業の参加状況

		平成21年度	平成22年度
二次予防運動指導教室 (ゆうあいふれあい教室)	開催回数(回)	年2クール	年2クール
	参加者数(人)	33	25
二次予防認知症予防教室 (あたまハツラツ教室)	開催回数(回)	年1クール	年1クール
	参加者数(人)	14	15

※二次予防運動指導教室は前期・後期の2回開催、場所：ゆうあいステーション

【今後の方向性】

今後も以下の事業や教室については、引き続き実施していきます。

■ 二次予防健康相談・健康教育事業

二次予防事業対象者の栄養改善・口腔機能の向上を図るため、保健師等の専門職による健康相談・健康教育を行います。

■ 二次予防運動指導教室（ゆうあいふれあい教室）

ゆうあいステーションを拠点として各種の運動教室の開催を行い、参加者の運動器の機能向上、認知症予防、閉じこもり予防等を図ります。

■ 二次予防認知症予防教室（あたまハツラツ教室）

回想法・音楽療法等を取り入れながら認知症予防プログラムの教室の開催を行い、認知症予防、閉じこもり予防等を図ります。

③ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（またはこれらの状態にある）二次予防事業対象者や口腔機能が低下しているおそれのある二次予防事業対象者を対象に、保健師等がその方の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業です。

【現 状】

臨時的・定期的な訪問により、閉じこもりにならないような生活習慣の改善や、一次予防事業につなげるよう取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後も以下の事業については、引き続き実施していきます。

■ 二次予防訪問指導事業

うつ予防や閉じこもり予防の対象となる二次予防事業対象者に対して、保健師による個別訪問によりメンタル面などの相談や指導を行います。

④ 二次予防事業評価事業

各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行う事業です。

(2) 一次予防事業の推進

介護予防に対する意識を高める取組みを充実していくことを今後の課題とし、介護予防事業の周知に努めます。また、二次予防事業参加者がプログラム終了後も継続して介護予防に取り組めるように、事業の充実を図っていきます。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発をはじめ、市民の主体的な介護予防、健康づくりの活動を支援するための事業です。

【現 状】

一般高齢者を対象とする一次予防事業における普及啓発のため、参加者が楽しく学べるように、工夫を凝らした教室を開催しています。また、各地区の公民館において、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防等に関する健康講座を開催しています。

■各教室の参加状況

名 称	平成21年度	平成22年度
いきいきヘルス事業（人）	1,168	1,199
誰でもできる水中運動教室（人）	19	17
はつらつ運動教室（人）	25	9
運動機能向上教室（人）	98	38
口腔機能向上教室（人）	255	122
栄養改善教室（人）	37	30
認知症予防教室（人）	133	102
その他介護予防教室（人）	90	56

※いきいきヘルス事業と誰でもできる水中運動教室はゆうあいステーションで開催

※はつらつ運動教室は、ウエルネス新庄で開催

※運動機能向上教室からその他介護予防教室までは、各地区公民館で開催

【今後の方向性】

今後も各地区の公民館において、公民館活動と連携しながら各種健康講座を開催するなど、高齢者の健康づくりを推進していきます。また、以下の事業や教室については、引き続き実施していきます。

■ 一般高齢者いきいきヘルス事業

ゆうあいステーションを拠点とし、地域の高齢者に対し、①医師等による介護予防に関する講演および個別相談、②介護予防事業の体験、③レクリエーション等の活動を行うことで、高齢者相互の情報交換を促し、介護予防に関する知識の普及や啓発を行います。

■ 一般高齢者誰でもできる水中運動教室

運動指導士による水中ウォークや水中シェイプアップの運動や体操を行い、定期的な体力測定や評価を行う教室を開催し、介護予防へのきっかけづくりに取り組みます。

■ 一般高齢者はつつ運動教室

簡単な体操や筋力トレーニングを中心とした運動を体験しながら、介護予防について理解を深めていきます。

■ 一般高齢者認知症予防教室

認知症予防のための軽体操、集団レクリエーション、脳トレーニング等の教室を開催し、介護予防への啓発を行い地域活動へつなげていきます。

■ 一般高齢者介護予防教室

地域での介護予防に関する健康教育を出前講座で行います。

■ 安心メール事業

地域のひとり暮らしの高齢者に対し、郵便局と協力して安心メールを手渡して配達することにより、介護予防に関する知識の普及や啓発を行うとともに、見守り体制にもつなげます。

② 地域介護予防活動支援事業

地域の公民館を拠点として、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を行うとともに、介護予防に資する地域活動組織の育成を継続的に行えるように各種支援等を行う事業です。

【現 状】

各団体・グループではレクリエーションを通じた地域の交流や、講座の開催による学習活動が行われています。

【今後の方向性】

今後も以下の講座については、引き続き実施していくとともに、地域サロンなどの自主的な活動につながるよう支援を行います。

■ 地域活動指導者養成講座

地域の公民館等を活用し、地域住民主体の転倒予防教室等、介護予防に資する教室が開催できるよう支援します。また、地域の人が、地域の一般高齢者が要介護状態にならずに元気で長生きできるよう、地域で見守り、サポートする体制づくりを行います。

■ 認知症サポーター養成講座

市民のみなさんが認知症について正しい知識を持つことで、認知症の高齢者やその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくため、地域の公民館等で認知症サポーター養成講座を開催していきます。

③ 一次予防事業評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行っていきます。

3 包括的支援事業の推進

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者一人ひとりのニーズに対応するため、連続的で一貫性のあるケアマネジメントが重要とされています。自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、二次予防事業対象者に介護予防ケアマネジメントを、要支援状態の高齢者に予防給付介護予防ケアマネジメントを行います。

【現 状】

事業により状態が変化した後のフォローを関係機関と連携しながら、継続実施できるように取組み、生活機能と生活の質の向上につなげています。

■予防給付介護予防ケアマネジメントの実施状況

	平成21年度	平成22年度
予防プラン件数（件）	2,607	2,836
センター実施延べ件数（件）	1,599	1,674
事業所委託延べ件数（件）	1,008	1,162

■介護予防ケアマネジメントの実施状況

区 分	平成21年度	平成22年度
二次予防事業対象者候補（人）	216	203
二次予防事業対象者（人）	47	63
運動器の機能向上プログラム（人）	33	25
認知症予防プログラム（人）	14	15
口腔機能向上プログラム（人）	0	0
栄養改善プログラム（人）	0	0

【今後の方向性】

今後も、一人ひとりの状況にあったきめ細やかな介護予防ケアマネジメントを行っていくため、関係機関との連携に努めます。

(2) 総合相談支援事業／権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等への利用へのつなぎ）、④特に権利擁護の観点からの対応が必要な方への対応等の支援を行う事業です。

【現 状】

主な相談内容は、①介護保険の申請、サービス、②介護方法、認知症の介護、③福祉サービス、④権利擁護相談などがありました。

■地域包括支援センターの相談受付状況

	平成21年度	平成22年度
総合相談（件／年）	736	779
権利擁護相談（件／年）	126	40

【今後の方向性】

援助が必要であるにもかかわらず、援助を受けることに消極的な人などに、積極的に働きかけ、生活上のさまざまな相談に応じていきます。成年後見制度などの法律的手続きの円滑な活用を図るとともに、福祉サービスの利用援助事業の実施を推進します。虐待防止対策の充実が求められていることから、相談体制の周知を図ります。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。

【現 状】

ケアマネジャーからの相談を受け、事例検討会を行っていきながら問題解決を図っています。香芝市との共同による介護支援専門員研修では、資質向上のための企画で行っています。また、それぞれが抱える問題について話し合う場、共有する場として実施しています。

■連絡会議等の実施状況

	平成21年度	平成22年度
介護支援専門員研修会の開催（回）	4	4
介護支援専門員支援相談件数（件）	79	66
困難事例ケース検討会の開催（回）	6	6

【今後の方向性】

個別支援、レベルの均一化などを行うための研修会の充実、地域ケア会議の推進に努めます。

4 任意事業の推進

任意事業として介護給付費の適正化や家族介護支援、地域における高齢者の自立支援等、本市の実情に応じて創意工夫を活かした事業を実施していきます。

(1) 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業です。

【現 状】

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付等に要する費用の適正化に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後も以下の事業等については、引き続き実施していきます。

■ ケアプランのチェック機能事業

ケアプランについて、適切なサービス提供が計画されているかチェックします。

■ 介護給付費通知

利用者または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知し、介護給付の適正化に取り組みます。

(2) 家族介護支援事業

① 家族介護教室

要介護者を介護している家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業です。

【現 状】

市社会福祉協議会への委託により、一般市民、ボランティア等に参加募集し、年2回介護教室を開催しています。

■ 家族介護教室の状況

	平成21年度	平成22年度
開催回数（回／年）	2	2
参加者数（人）	55	75

【今後の方向性】

今後も以下の教室については、引き続き実施していきます。

■ 家族介護教室

要介護者を介護している家族の様々なニーズに対して助言等を行うことにより、家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、家族介護技術の向上を図ります。

② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用、認知症高齢者に関する知識あるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業です。

【現 状】

近隣の協力者である毎日訪問員が対象者宅を1日1回訪問し、安否確認や相談などを行っています。

■ 毎日訪問員派遣事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	4	3

【今後の方向性】

今後も以下の事業については、引き続き実施していきます。

■ 毎日訪問員派遣事業

ひとり暮らしの高齢者に対して毎日訪問員を派遣することにより、孤独感の解消と認知症の予防を図ります。

毎日訪問員…対象者宅の近隣に居住しており、高齢者福祉に熱意と理解のある方を毎日訪問員に任命しています。

③ 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業です。

【現 状】

在宅介護を支える事業として、紙おむつの支給や家族介護慰労金の支給に取り組んでいます。

■ 家族介護継続支援事業の利用状況

		平成21年度	平成22年度
家族介護用品支給事業（紙おむつ）	利用者数（人）	1,298	1,203
徘徊高齢者家族支援事業	利用者数（人）	0	0
家族介護交流事業	参加者数（人）	0	0
家族介護慰労金支給事業	対象者数（人）	42	38

【今後の方向性】

今後も以下の事業については、引き続き実施していきます。

■ 家族介護用品支給事業（紙おむつ）

在宅で介護を受けている、常時失禁状態にある要介護者（要介護2以上）に対し、紙おむつ等を支給することにより、家族介護者の負担を軽減します。

■ 徘徊高齢者家族支援事業

認知症の高齢者が行方不明になった場合、位置情報を提供することにより、家族の精神的負担の軽減を図ります。

■ 家族介護交流事業

要介護状態の介護者を在宅で介護している家族の交流により、身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

■ 家族介護慰労金支給事業

重度の要介護者を在宅において介護している介助者に対し介助慰労金を支給し、日頃の労苦をねぎらいます。

(3) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う事業です。

【現 状】

成年後見についての相談から、成年後見制度の利用に対する支援事業を行っています。

■ 成年後見制度利用支援事業の状況

	平成21年度	平成22年度
利用者数（人）	2	1

【今後の方向性】

成年後見制度の利用支援のあり方を検討し、普及活動の取組みを進めます。

② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。

【現 状】

福祉用具や住宅改修の利用を希望される方に対し、地域包括支援センターが中心に相談を受けています。

【今後の方向性】

住み慣れた家庭で生活が継続できるよう、制度の周知に努めます。

③ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（二次予防事業対象者を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④グループリビングに対する支援、⑤家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備等を行う事業です。

【現 状】

関係機関の協力のもと、安否確認が行われ、必要に応じて高齢者の状況が報告されます。

■地域自立生活支援事業の利用状況

		平成21年度	平成22年度
「食」の自立支援事業	利用者数（人）	105	97
生活管理指導員派遣事業	利用者数（人）	0	0
生活管理指導短期宿泊事業	利用者数（人）	0	0

【今後の方向性】

今後も以下の事業については、引き続き実施していきます。

■ 「食」の自立支援事業

身体的な理由や、世帯状況並びに住環境等の理由により調理ができないと認められる者に対して、高齢者の自立した生活を支援するため、カロリー計算のでき

た昼食を配食するとともに利用者の安否確認を行います。

■ 生活管理指導員派遣事業

介護保険の給付対象者に該当しない高齢者で、閉じこもりがちな高齢者および要介護状態になるおそれのある高齢者の社会的孤独感の解消、自立生活の支援を行います。

■ 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の給付対象者に該当しない高齢者で、閉じこもりがちな高齢者および要介護状態になるおそれのある高齢者の社会的孤独感の解消、自立生活の支援を目的として実施します。

5 介護予防・日常生活支援総合事業への取組み

この事業は、市町村の主体性を重視して地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町村の判断によって総合的に提供することができるものです。平成 23 年 6 月 22 日に交付された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律」にもとづいて創設されました。

これまでの制度上の制約で十分なサービスが提供できなかった部分についても、利用者の視点に立った柔軟な対応や、既存の枠組みにとらわれないサービス提供が可能となります。その一方で、財源は地域支援事業の中から支出することになっており、重点施策である介護予防事業等の事業費減額などの影響も十分に考慮する必要があります。

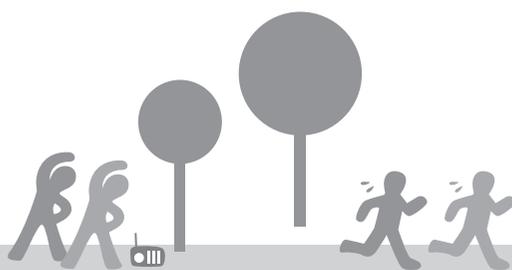
本市では、県からの指導や情報提供を受けながら、また近隣の市町との協議や調整を行うなど実施に向けた検討を行い、第 5 期計画の期間中でも必要に応じて実施できるように準備していきます。

6 地域支援事業費の見込み

単位：千円

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業				
二次予防事業				
二次予防事業対象者把握事業	費用額	4,931	5,075	5,209
通所型介護予防事業	費用額	6,950	7,153	7,342
訪問型介護予防事業	費用額	254	254	254
二次予防事業評価事業	費用額	0	0	0
一次予防事業				
介護予防普及啓発事業	費用額	4,619	4,755	4,880
地域介護予防活動支援事業	費用額	2,034	2,034	2,034
一次予防事業評価事業	費用額	0	0	0
介護予防事業見込み費用額		18,788	19,271	19,719
包括的支援事業				
地域包括支援センター運営事業	費用額	18,853	19,337	19,787
包括的支援事業見込み費用額		18,853	19,337	19,787
任意事業				
介護給付等費用適正化事業				
介護給付等費用適正化事業	費用額	195	195	195
家族介護支援事業				
家族介護教室	費用額	90	90	90
認知症高齢者見守り事業	費用額	269	269	269
家族介護継続支援事業	費用額	8,400	8,622	8,829
その他事業				
成年後見制度利用支援事業	費用額	924	924	924
福祉用具・住宅改修支援事業	費用額	0	0	0
地域自立生活支援事業	費用額	6,981	7,192	7,387
任意事業見込み費用額		16,859	17,292	17,694

第 3 章



適正な介護保険給付サービスの基盤づくり

第3章 適正な介護保険給付サービスの基盤づくり

1 介護保険の適正な運営

市町村が保険者として主体的に介護保険事業を展開し、より積極的に高齢者の自立支援に向けて対応していくことが望まれます。

今後、高齢者の増加に伴ってさらに増加することが予測されている要支援者、要介護者について、適切な介護予防給付、介護給付を行うとともに、要介護認定の信頼性向上へ向けた取り組みや、ケアプランチェックのしくみの検討等、市が保険者としての機能を適切に果たし、介護保険を市民の信頼できる制度としていくため、公平・公正かつ効率的な運営を目指します。

(1) 介護サービスの質の向上

要介護高齢者が安心して介護サービスを利用するためには、要介護状態並びに利用者本人に応じた適切なケアプランのもと、質の高いサービスの提供が求められます。

専門職の「介護支援専門員更新研修」や「介護職員基礎研修」は専門性をより高めるなど、介護サービスの質の向上および人材の資質向上につながる施策として展開が必要です。介護サービスに携わる人材の養成や資質向上のための事業者における研修体制の整備を進めます。また、施設サービスにおいては、家庭に近い居住環境のもとで一人ひとりの生活のリズムを大切にされたケアを提供できるユニット型への転換を図るとともに、地域交流などを促進します。さらに、介護サービスにかかわる自己評価や第三者評価などの普及を図り、サービスの質の向上に対する取り組みを促します。

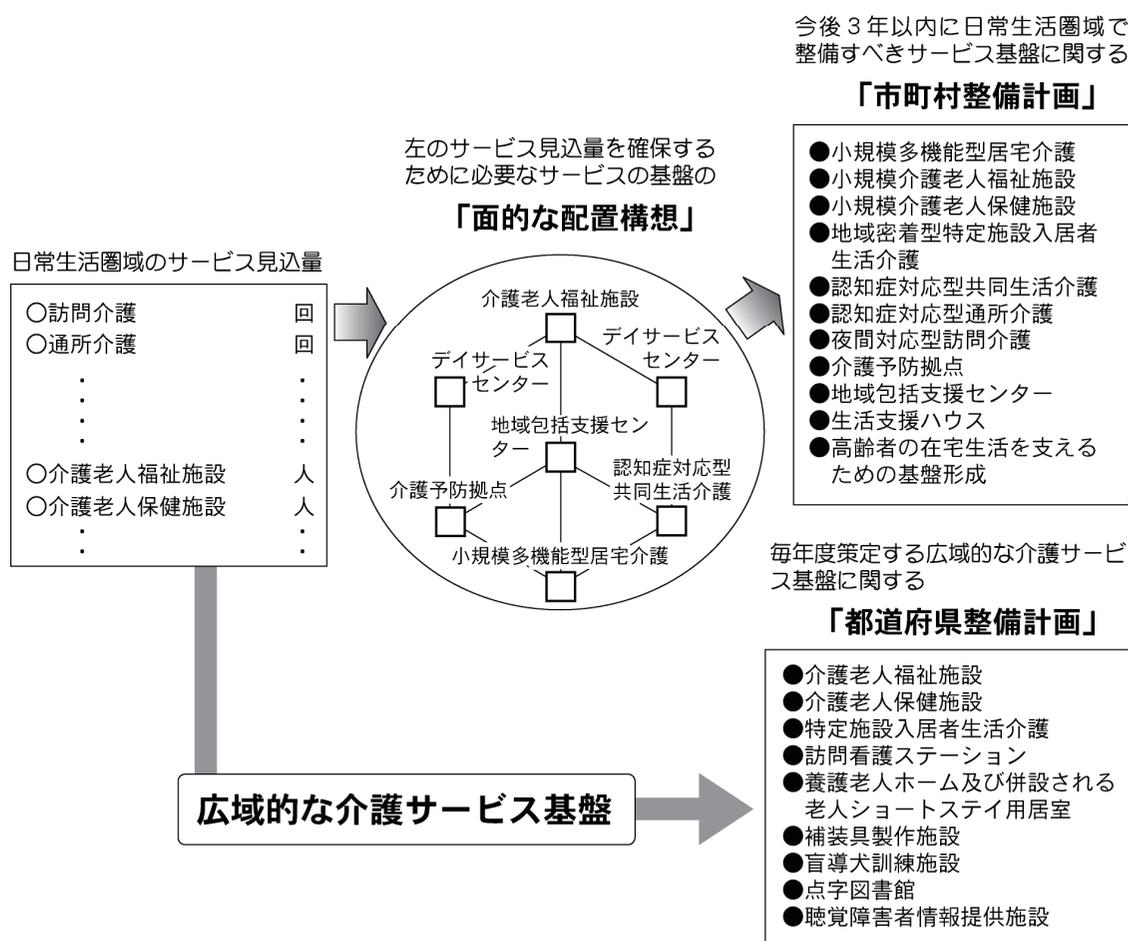
その他、保健・福祉・医療機関で連携を取り、情報共有に努め、一人ひとりの高齢者や高齢者をかかえる家族への的確なケアを行えるよう、支援体制の充実に努めます。また、行政内部の各部署や市内の関係団体との連携の強化を図り、一体的な施策の推進を図ります。

(2) サービス利用の促進

各サービスの周知や給付と負担のしくみ等に関しては、市民に理解を求めため広報等の刊行物やホームページ等の媒体を通して広く情報を公開するなど、積極的な広報活動に取り組みます。また、市の広報だけでなく社会福祉協議会や自治会、婦人会、老人クラブなどの各種団体への説明会なども進めていきます。さらに、事業所関係機関やケアマネジャー、地域包括支援センターなどによる制度説明と情報提供等により、きめ細かな対応を図るなど、より一層の制度の普及啓発に取り組みます。

2 介護サービス・介護予防サービスの基盤整備

ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が、介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で人生を送ることができるよう「地域ケア体制」を整備していくことが求められます。そのため、「夜間・緊急時の対応」も視野においた「包括的・継続的なケア体制」と地域における総合的なケアマネジメント体制の整備、さらにはこれを支える「地域基盤」を面的に整備する取組みが必要となります。



3 介護保険給付サービスの見込み量

第5期計画の介護保険給付サービスの見込み量の算出にあたっては、直近の給付実績から利用状況と各年度の要支援・要介護認定者数の予測を基礎データとして国が示した介護保険給付サービス等の見込み量の推計ワークシートで算出しました。そこから算出された値を、過去3カ年の給付実績値の傾向や社会変化の動向を分析しながら見込み量を設定しています。

■介護保険給付サービスのメニュー

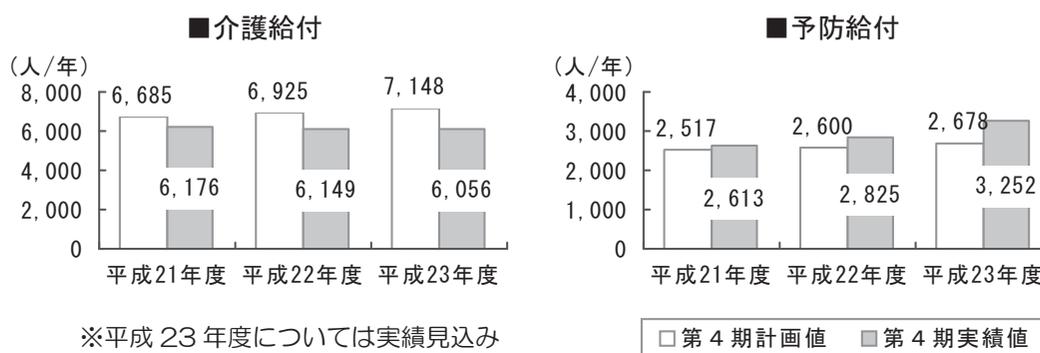
	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設
市町村が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防支援</p> <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新規事業） ○小規模多機能型居宅介護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（新規事業）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修

(1) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援（ケアプラン）とは、利用者に対し、サービスの調整・管理および利用できる限度額の管理を行うサービスです。このサービスは10割全額の給付となっており、利用者の負担はありません。

【現 状】

市内にある3つの社会福祉法人の居宅介護支援事業所の他、近年、新規に数カ所事業所が開設され7事業所で居宅介護支援サービスを提供しています。また、市外の事業所も50カ所を超えていて、広範囲で利用されている状況です。利用実績は、横ばい状態となっています。



【今後の方向性】

今後とも、対象者数の増加に対応できるように、サービス供給基盤の整備に努めるとともに、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの連携を図っていきます。

■ 居宅介護支援・介護予防支援の見込み

	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	6,084	6,216	6,300
予防給付	人数/年	3,304	3,356	3,396

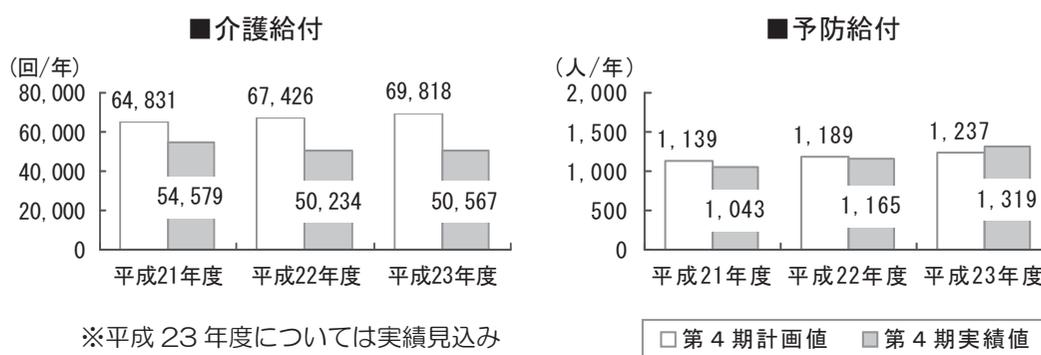
(2) 居宅サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、介護や家事援助等を行うサービスです。

【現 状】

近年、市内へ7事業所の参入があり、市内14事業所で実施されています。また、市外の事業所も50カ所を超えています。平成21年度から平成22年度にかけて利用件数が減少しましたが、その後横ばい状態となっています。



【今後の方向性】

利用件数は、今後増加していくことが予測され、訪問介護の利用者の多様なニーズに対応するため、適切なマネジメントに基づくサービス提供が必要となってきます。

今後もこれまでのサービス提供を維持しながら、訪問介護のサービス提供の適正化を図っていきます。

■ 訪問介護・介護予防訪問介護の見込み

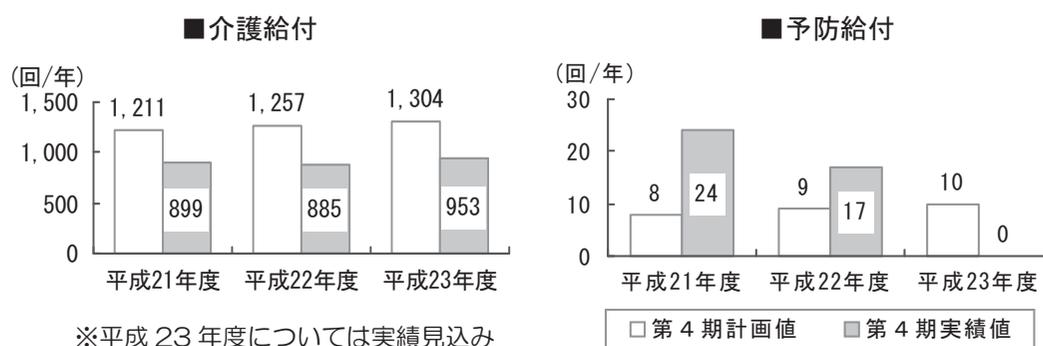
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	50,399	51,431	52,462
予防給付	人数/年	1,335	1,351	1,366

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護とは、浴槽を自宅などに運ぶことにより、自宅で入浴の介護を行うサービスです。寝たきりなどで家庭での入浴が困難な方が対象となっています。

【現 状】

市内の2事業所を含め、6事業所でサービスの提供が行われています。市内の事業所からのサービス提供が大部分を占めています。利用件数は横ばい状況となっていて、今後も大幅な増加はないと考えられます。



【今後の方向性】

訪問入浴サービスの効果等について今後も広くPRを進め、利用の促進を図ります。また、このサービスは特に要介護度の高い人での利用が多くなっているため、介護予防訪問入浴介護の実施は見込んでいませんが、今後、利用者のニーズの把握に努めます。

■ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の見込み

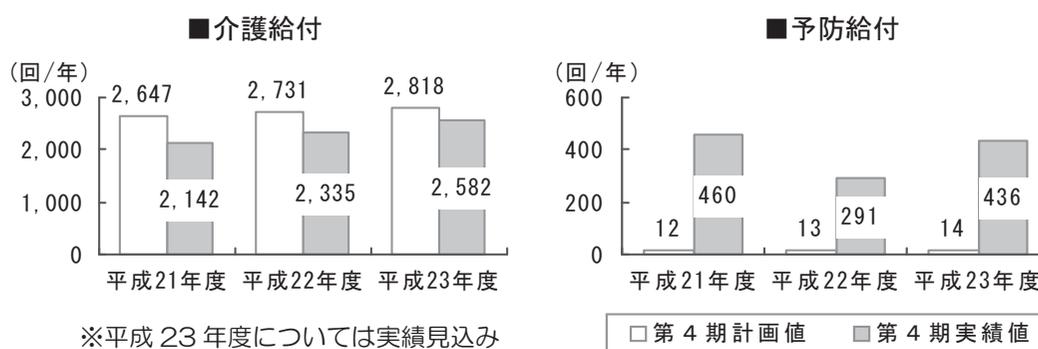
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	960	1,009	1,057
予防給付	回数/年	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

【現 状】

近隣の市にある病院や訪問看護ステーションでサービス提供が行われています。利用件数は増加傾向にあり、本市の介護サービスのうち、利用者が増加したサービスの一つに含まれます。



【今後の方向性】

今後も、居宅における介護や在宅医療の需要が高まる中で、ますます必要なサービスとなるため、必要量の確保を図るとともにサービスの質の向上を目指します。

■ 訪問看護・介護予防訪問看護の見込み

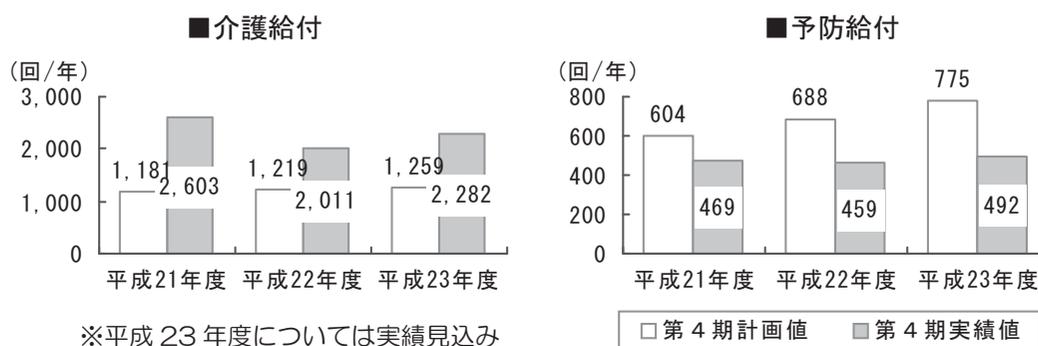
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	2,661	2,743	2,824
予防給付	回数/年	471	473	476

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現 状】

市内の診療所と市外の介護老人保健施設が、主に訪問リハビリテーションのサービス提供をしています。平成21年度から平成22年度にかけて利用件数が減少しましたが、その後横ばい状態となっています。



【今後の方向性】

リハビリテーションサービスは、今後、地域で生活する高齢者にとってますます必要なサービスとなるため、必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの見込み

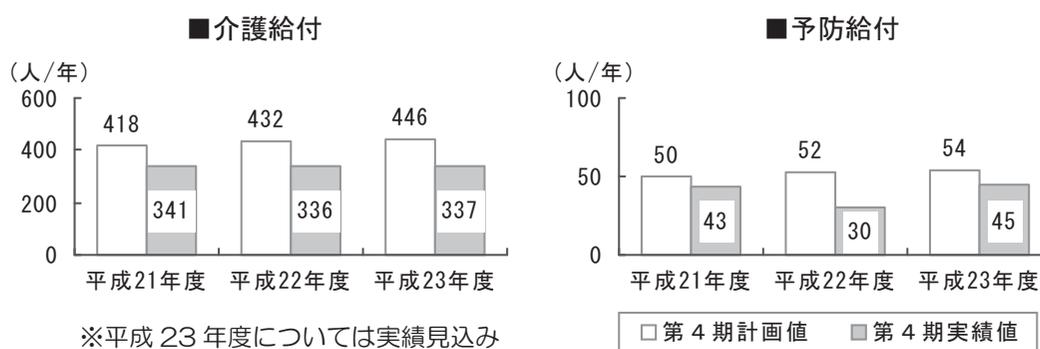
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	2,697	2,765	2,834
予防給付	回数/年	539	557	575

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理および指導を行うサービスです。

【現 状】

市内の2カ所の医院と隣接市の診療所からのサービス提供が大部分を占めています。利用件数は、横ばい状態となっています。



【今後の方向性】

医療的ケアを必要とする在宅高齢者が増加していることから、地域での生活を支援するため、医療機関と地域包括支援センターとの連携を図るとともに、利用の促進を図っていきます。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の見込み

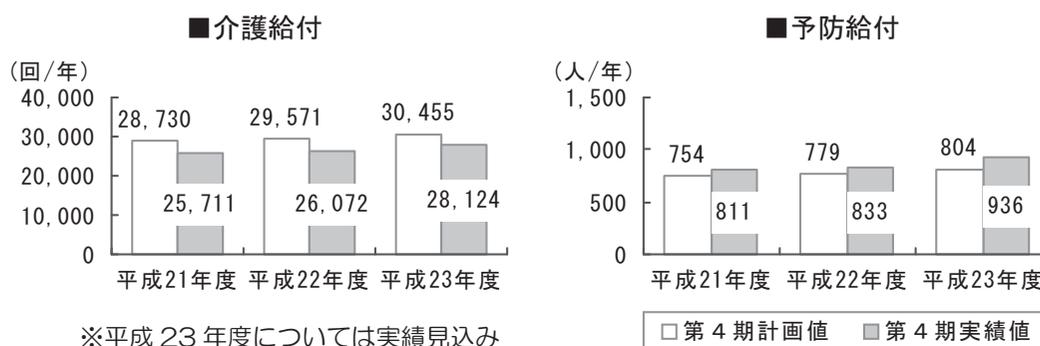
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	333	342	351
予防給付	人数/年	50	52	54

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。

【現 状】

市内には11カ所のデイサービスセンターからサービス提供が行われています。近年、定員数10人の小規模なデイサービスセンターが市内に開設されています。利用件数は増加傾向となっていて、潜在的なサービス利用者が増加したことによるものと考えられます。



【今後の方向性】

通所介護（デイサービス）は、要介護度の軽い人から重い人まで利用率の高いサービスであり、今後も利用者の増加が予想されるため、サービスの提供に努めるとともに質の向上を図っていきます。

また、介護予防のサービスにおいては、特に介護予防通所介護が主軸となり展開していくことになるため、在宅生活において利用者の能力が向上されるような支援を重点的に行える体制を整えていきます。

■ 通所介護・介護予防通所介護の見込み

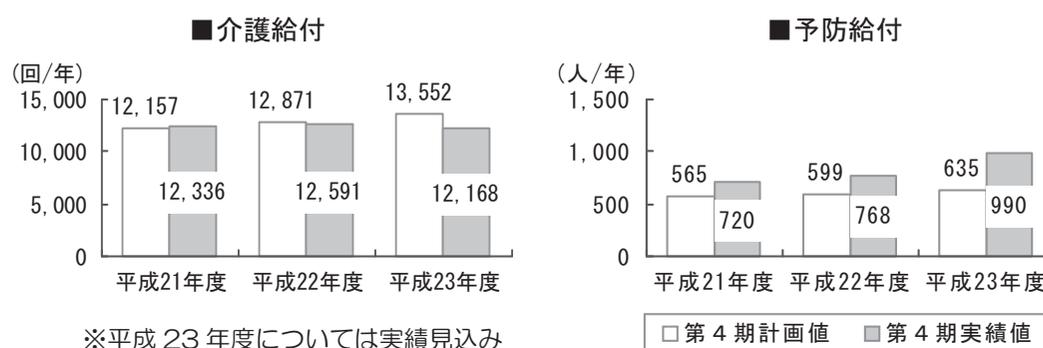
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	30,179	30,610	31,041
予防給付	人数/年	958	980	990

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現 状】

市内の2事業所からの通所リハビリテーションのサービス提供が開始されたことと近隣市の事業所への利用もあり、利用件数は順調に伸びてきています。利用者の通所リハビリテーションへの需要が高いため、利用が増加した本市のサービスの中で一番伸びているサービスとなっています。



【今後の方向性】

通所リハビリテーションは、要介護高齢者の在宅生活へのスムーズな移行と自立支援を促すために重要なサービスであることから、サービスの内容、利用方法、効果などについて広くPRを行い、利用の促進を図ります。

また、介護予防通所リハビリテーションにおいても、利用者の自立を支援する効果的なサービスの提供を行います

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの見込み

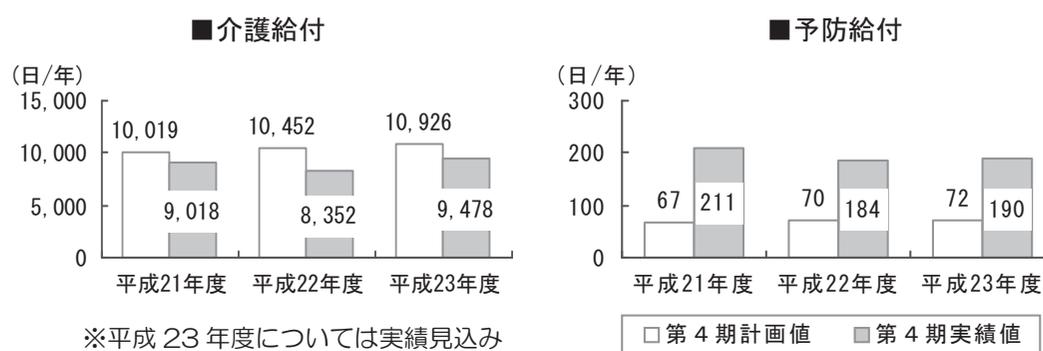
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	12,446	12,557	12,667
予防給付	人数/年	1,017	1,026	1,034

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所（ショートステイ）生活介護とは、在宅の要介護者等が一時的に施設等に入所するサービスです。介護老人福祉施設等で入浴・排泄・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練を受けることができます。

【現 状】

市内の介護老人福祉施設の外、3事業所と近隣市の事業所でサービス提供を行っています。利用件数は、利用したいときに提供できる、できないなどの事情により、時期によって変動しています。



【今後の方向性】

短期入所生活介護は利用が増加傾向にあり、希望する時期や緊急時においてはサービス確保に支障をきたすなど、課題があります。サービスの利用にあたって、中・長期間の利用を抑制するためにも、居宅での生活を支援するその他のサービスを充実させるとともに、短期入所のサービス提供体制についても検討を進めます。

また、緊急ニーズに対応するための事業者間でのネットワークの構築や虐待等への対応についても評価を行い、それらの体制づくりを促進します。

■ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の見込み

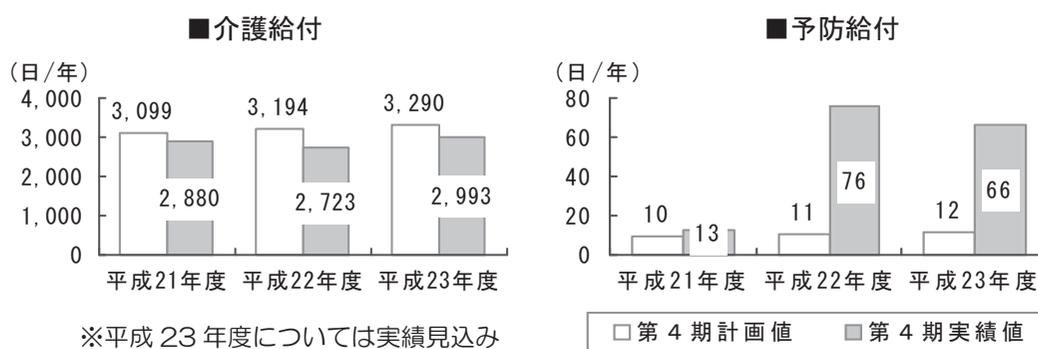
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	日数/年	10,270	10,436	10,602
予防給付	日数/年	198	229	259

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所（ショートステイ）療養介護とは、在宅の要介護者等が一時的に施設等に入所するサービスです。介護老人保健施設や介護療養型医療施設等で看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることができます。

【現 状】

市内の介護老人保健施設からのサービス提供と近隣市の介護老人保健施設の整備に伴い、利用件数が順調に伸びてきています。



【今後の方向性】

短期入所療養介護については、医学的管理下のもとで短期入所を必要とする要介護高齢者等に対して、より身近で利用しやすいサービス提供に努めます。

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の見込み

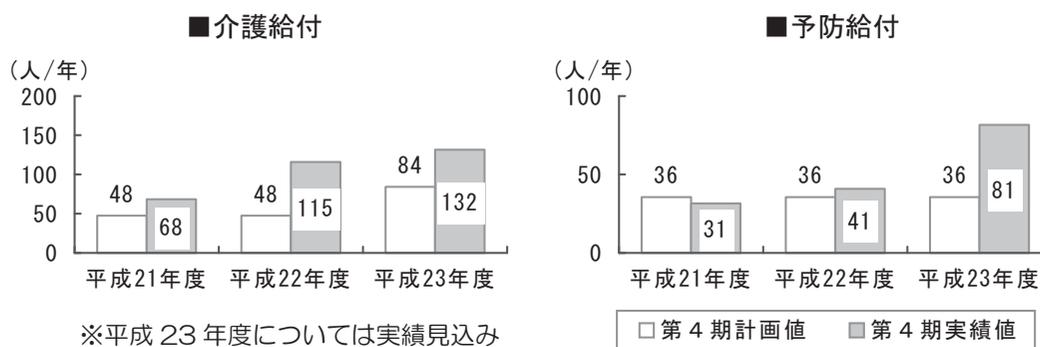
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	日数/年	3,192	3,263	3,335
予防給付	日数/年	99	106	112

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

【現 状】

県内や大阪府内の特定施設の整備に伴い、利用者数が増加傾向となっていて、その中で軽度者の利用が多くなっています。



【今後の方向性】

これまで、市内には特定施設入居者生活介護の提供事業所（有料老人ホーム等）はなく、奈良県内と大阪府内の施設での利用がみられました。今後もサービスの必要性等について利用者のニーズの把握に努めます。

■ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

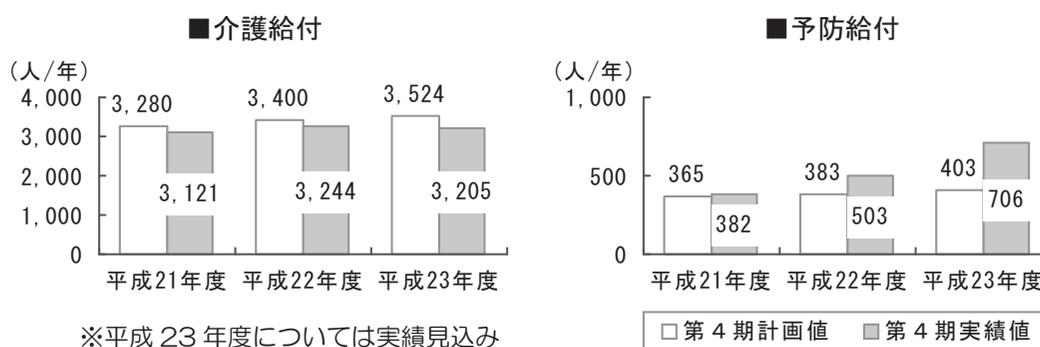
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	139	151	162
予防給付	人数/年	96	121	133

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具の貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルするサービスです。

【現 状】

サービス提供は、50カ所以上の提供事業所により広範囲で提供されています。利用件数は、順調に伸びてきています。



【今後の方向性】

福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るためには重要なものであるため、サービスの内容、利用方法等を広くPRし、利用の促進に努めます。また、軽度の認定者への適切なサービス提供を図るなど、利用者の身体の状況に応じた適正な利用についても指導を行い、自立を支援します。

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込み

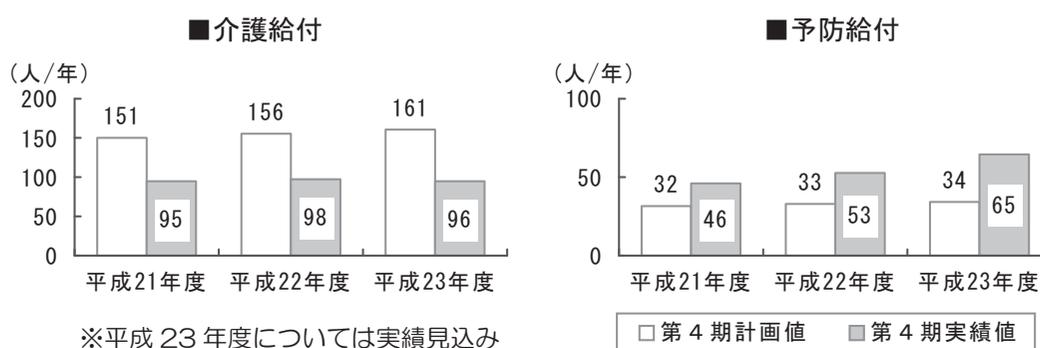
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	3,264	3,324	3,383
予防給付	人数/年	774	780	784

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具とは、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具であり、あわせて利用者を介護する方の負担の軽減を図るものです。

【現 状】

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、特殊尿器、腰かけ便座、入浴補助用具、浴槽用手すり等があり、利用者の購入品目でも、入浴補助用具、腰かけ便座が大部分を占めています。



【今後の方向性】

福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るためには重要なものであるため、サービスの内容、利用方法等を広くPRし、利用の促進に努めます。また、利用者の身体の状況に応じた適正な利用についても指導を行い、自立を支援します。

■ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の見込み

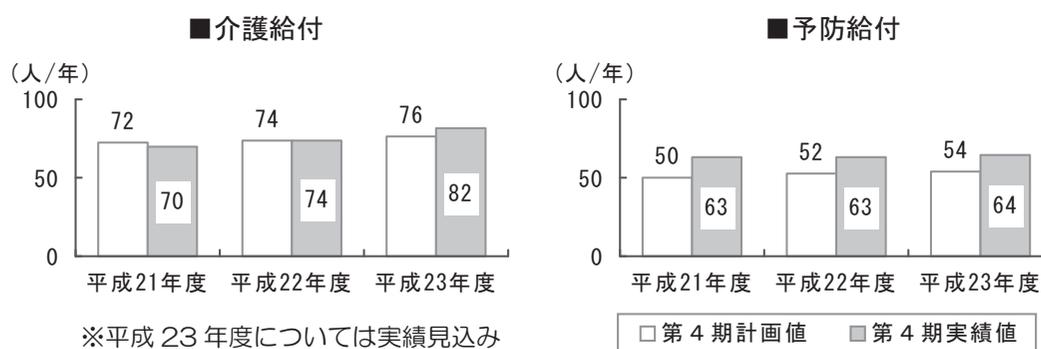
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	94	100	108
予防給付	人数/年	72	76	84

⑬ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修とは、要介護認定者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、廊下、トイレ等への手すりの取り付けや段差の解消を行うものです。

【現 状】

現在、市内においては浴室、トイレ、廊下等の段差の解消と手すりの取り付けによる改修が多くなっています。



【今後の方向性】

適切な住宅改修の普及促進のため、関連職の住宅改修に対する専門的知識の向上に努め、不適正なサービスのチェックを行うなど、利用者の心身の状態に応じた住宅改修ができる体制の整備に努めます。

■居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修の見込み

	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	85	88	90
予防給付	人数/年	66	68	70

(3) 施設サービス

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくこと、また、施設サービスの増加は保険料高騰の1つの原因となっていることから、施設サービスから在宅重視型の生活へと移行することが求められています。そして今後、施設サービスについては、重度者に対し、より重点的なサービス提供を行っていくこととなります。

また、高齢者の状態に即した適切なサービス提供を行う、貴重な医療資源を効果的に活用する、国民の負担を効率化するという観点から、療養病床の再編成が進められています。再編成を進めていくにあたり、療養病床からの退院を迫られる患者や医療機関のための相談体制の確立や療養病床に入院していた患者への適切な医療サービス提供の確保、転換する医療機関の経営への影響などが課題として考えられ、入院患者への相談支援や医療機関への情報提供等が求められます。

介護療養病床の再編については、平成23年度末までに計画的に進められることになっていましたが、平成29年度末まで延期されました。利用者に適切な医療サービスが提供されるよう、介護療養型老人保健施設の創設をはじめ、既存施設を活用して転換を図る場合の施設基準を緩和するなど様々な措置がとられています。

本市においても「奈良県地域ケア体制整備構想」に基づき、介護療養型医療施設に入所されている方の他施設への円滑な転換に向けた取組みを進めます。

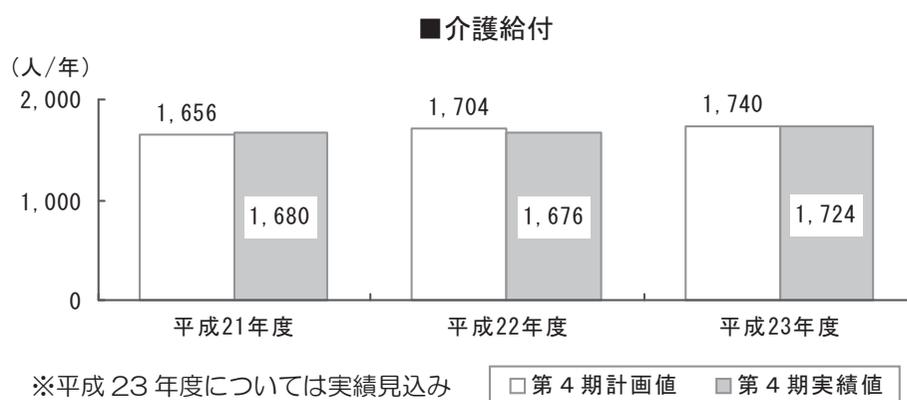
施設サービスについては、こうした動向を踏まえ、平成26年度の目標の達成に向けた整備を行っていきます。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは、介護度が重い方を優先に、自宅での介護が困難な方の介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を行う施設です。

【現 状】

市内の介護老人福祉施設の利用が大部分を占めています。利用者数は近隣市の整備に伴って、若干の増加がみられます。



【今後の方向性】

近隣の市町村では新たな施設が整備されており、広域的な取組みの中で確保を図っていきます。また、在宅サービスの充実を行いながらも、施設に入らざるをえない方に対してはスムーズな施設利用が図られるような体制を整備するとともに、サービスの質の面からも、入所者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアの整備について検討を進めます。

■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の見込み

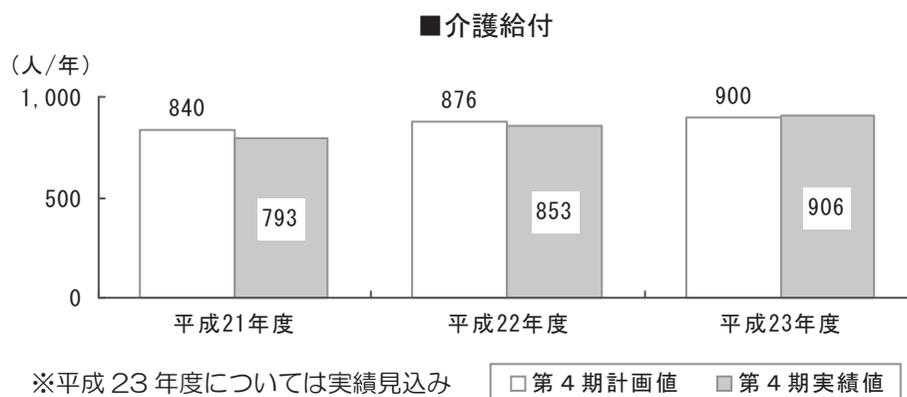
	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	1,732	1,756	1,780

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、在宅に戻ることを前提として、3～6ヵ月間、看護、医学的管理下で介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を行う施設です。

【現 状】

市内の介護老人保健施設と近隣市の施設を中心に利用されています。利用者数は、近隣市の介護老人保健施設の整備に伴って、若干の増加がみられます。



【今後の方向性】

平成18年7月、市内に介護老人保健施設が開設されたことで、身近なところでサービスが受けられる拠点として、地域との連携が図られるようになりました。

今後も、入所者の介護度の改善と在宅復帰を進める観点からも、日常生活動作等の維持・向上を重点としたサービス提供に努めます。

■ 介護老人保健施設の見込み

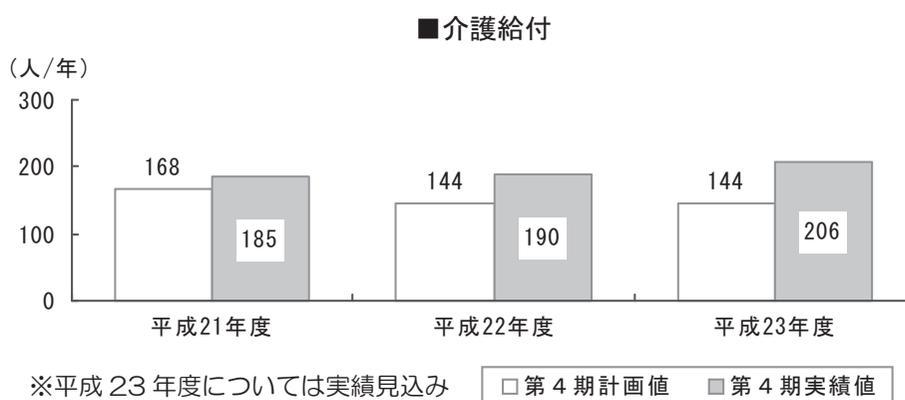
	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	913	937	983

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは、症状が安定しているものの、長期療養を必要とする方に、看護、医学的管理下で介護や必要な医療、機能訓練を行う施設です。

【現 状】

近隣市の2つの病院の他、5施設で利用されていて、利用者数は横ばい状態となっています。



【今後の方向性】

介護療養型医療施設については、療養病床の再編の取組みの中で代替サービスの確保を図っていきます。

■ 介護療養型医療施設の見込み

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	204	204	204

4 地域密着型サービスの基盤整備

地域密着型サービスとは、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な生活圏域内で提供されるサービスです。平成 24 年4月から、新たな地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」が創設されます。

これらのサービスでは、利用者は基本的に市町村の住民に限定され、また、事業者の指定・指導監督は市町村が行うことになります。

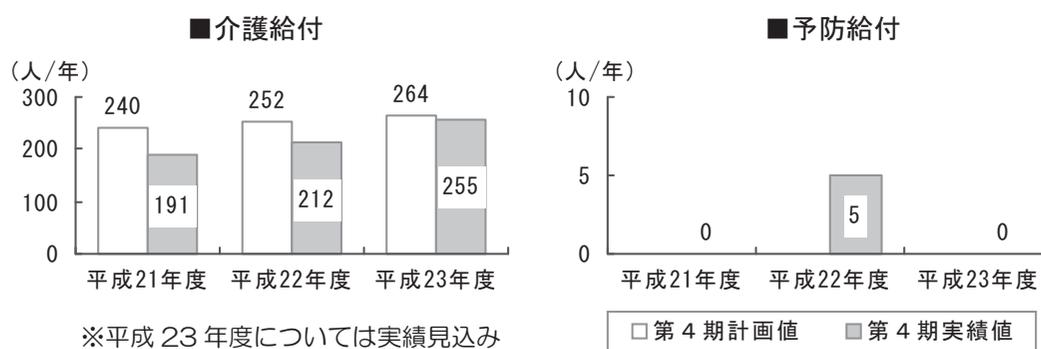
このような状況を踏まえ、本市では地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、市に「地域密着型サービス運営委員会」が設置されています。事業所の指定・指導監督について公正・公平及び事業の透明性の確保の観点から、運営委員会でこれらのことについて協議を行い、サービスの質の確保等に努めます。

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の要介護者等が、少人数(5人～9人)の家庭的な環境のもと共同生活を送り、介護や日常生活の世話、機能訓練などを行うものです。

【現 状】

市内の2事業所と市外の5事業所でサービスの提供が行われています。



【今後の方向性】

今後は、需要の動向に注視しながら必要量の確保に努めます。サービスの透明性を確保するためにも、より地域に密着した施設として連携を図っていきます。

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み

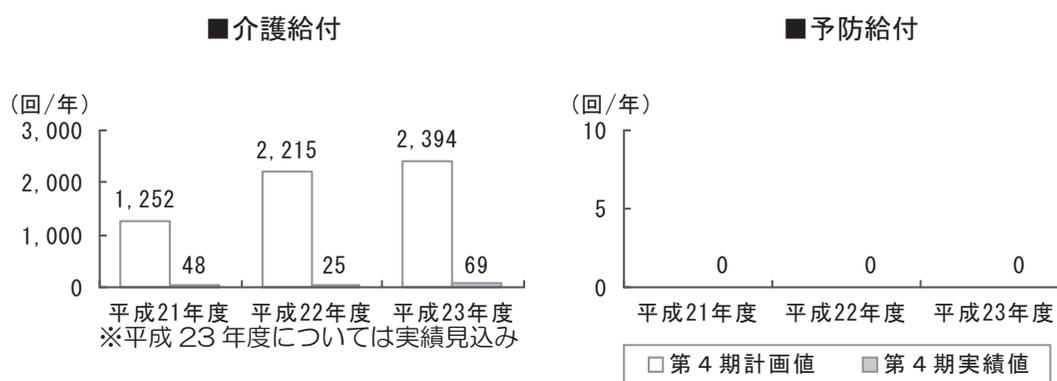
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	255	267	275
予防給付	人数/年	0	0	0

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症ではあるが、ADL（日常生活動作能力）が比較的自立している居宅要介護者等について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

【現 状】

隣接する市内の認知症対応型通所介護の事業所によるサービス提供があります。利用者数は、近年、1名となっています。



【今後の方向性】

認知症高齢者が身近な地域で生活が送れるよう、積極的にPRし、利用者の希望や心身の状況に応じたサービスを利用できるような体制づくりに努めます。

■ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の見込み

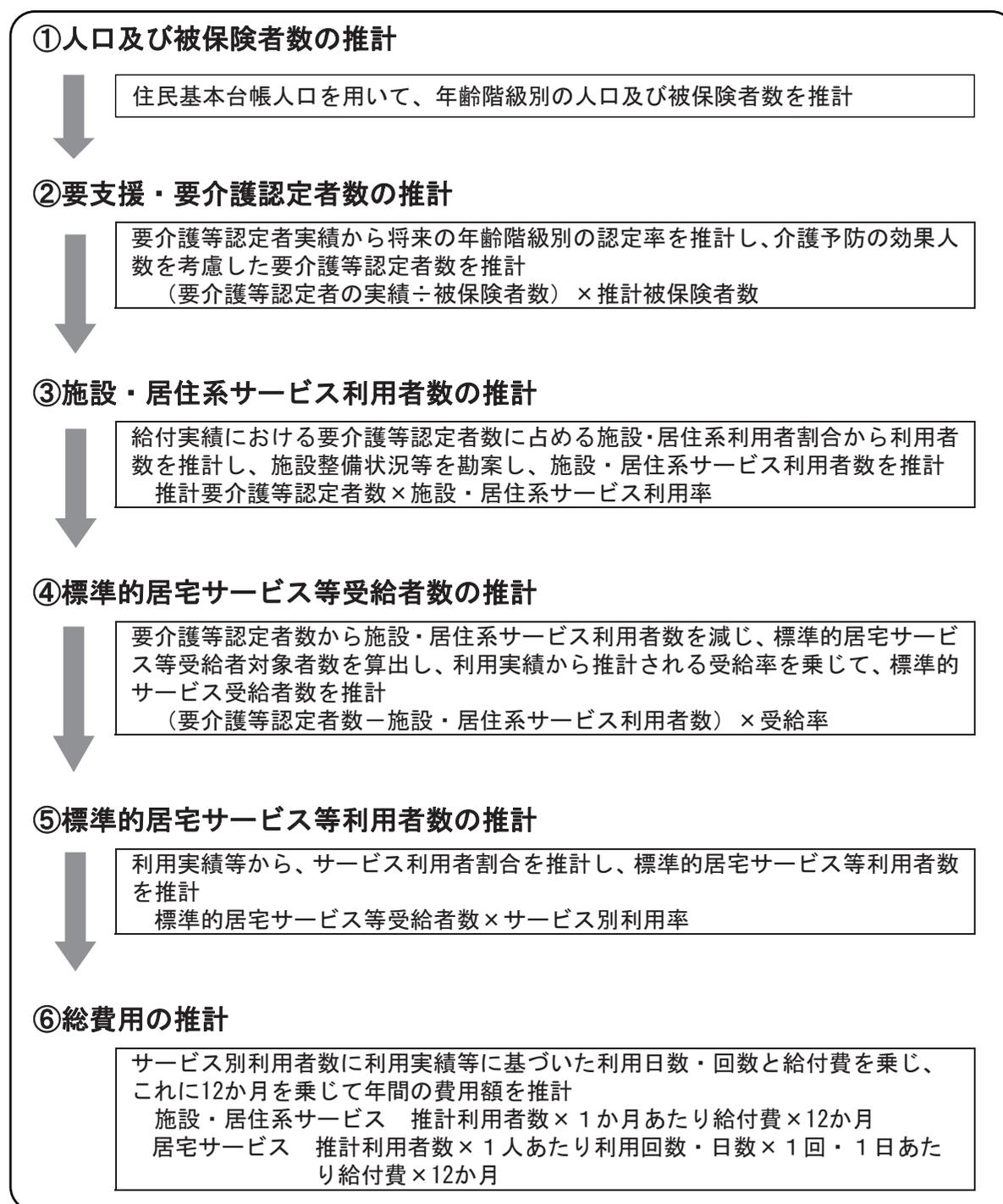
	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	回数/年	74	77	79
予防給付	回数/年	0	0	0

5 負担軽減を目指した保険料の算出

(1) 保険料の算出方法

介護保険料の算出方法は、平成 22・23 年度の介護給付実績データや介護保険に関する調査結果データを精査し、国が示した算定基準（介護給付費推計ソフト）に基づき、以下の手順において介護保険事業費と 1 号保険料を算出しました。

■介護保険料の算出手順



(2) 第5期の介護保険料段階

介護保険料は負担能力に応じた負担を求める観点から、所得段階別の定額保険料とし低所得者への負担を軽減する一方で、高所得者の負担は所得に応じたものとなっています。第4期からは従前の6段階を見直し、第4段階の課税世帯に属する低所得者への配慮から本来の段階よりも引き下げる段階を設定し、第6段階に属する高所得者から所得に応じた負担をもとめる観点から新たに段階を設けられています。第5期の所得段階別保険料の設定においても、第4期で設定した段階を継続するとともに、非課税世帯に属する低所得者への配慮から新たに第3段階を細分化し、本来の段階よりも引き下げる段階を設定することとします。

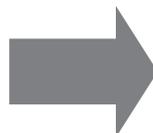
■ 第5期の介護保険料段階

区分	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.5	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者の市町村民税世帯非課税の方
第2段階	基準額×0.5	・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	基準額×0.65	・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方
第4段階	基準額×0.75	・市町村民税世帯非課税で第1段階から第3段階以外の方
第5段階	基準額×0.85	・市町村民税世帯課税の本人非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方
第6段階	基準額×1.0	・市町村民税世帯課税の本人非課税者で上記以外の方
第7段階	基準額×1.25	・市町村民税本人課税で合計所得金額が190万円未満の方
第8段階	基準額×1.5	・市町村民税本人課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満の方
第9段階	基準額×1.6	・市町村民税本人課税で合計所得金額が400万円以上の方

■ 費用負担の内訳

(平成21年度～23年度)

第1号被保険者保険料	20%
第2号被保険者保険料	30%
公費 (国・都道府県・市町村)	50%



(平成24年度～26年度)

第1号被保険者保険料	21%
第2号被保険者保険料	29%
公費 (国・都道府県・市町村)	50%

(3) 給付費と地域支援事業費の推計

第5期計画の介護保険サービスの事業費の見込みは以下のようになります。

■介護給付費の見込み

単位：千円

介護給付	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス			
訪問介護	138,179	141,499	144,818
訪問入浴介護	11,197	11,760	12,322
訪問看護	21,663	22,369	23,076
訪問リハビリテーション	7,915	8,117	8,320
居宅療養管理指導	2,435	2,496	2,556
通所介護	248,069	252,206	256,342
通所リハビリテーション	113,492	114,682	115,878
短期入所生活介護	84,984	86,508	88,031
短期入所療養介護	34,977	35,787	36,597
特定施設入居者生活介護	23,937	25,878	27,862
福祉用具貸与	43,022	44,135	45,239
特定福祉用具販売	3,072	3,249	3,523
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	837	864	891
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	62,203	65,210	67,042
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
住宅改修	8,170	8,431	8,665
居宅介護支援	81,992	83,891	85,164
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	413,480	419,365	425,604
介護老人保健施設	230,931	236,739	247,579
介護療養型医療施設	70,036	70,036	70,036
介護給付費計	1,600,591	1,633,222	1,669,545

■介護予防給付費の見込み

単位：千円

介護予防給付	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護	25,239	25,482	25,728
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,391	3,407	3,422
介護予防訪問リハビリテーション	1,614	1,670	1,725
介護予防居宅療養管理指導	228	237	246
介護予防通所介護	29,490	30,201	30,414
介護予防通所リハビリテーション	38,841	39,076	39,249
介護予防短期入所生活介護	1,346	1,560	1,774
介護予防短期入所療養介護	893	953	1,012
介護予防特定施設入居者生活介護	11,865	15,070	16,681
介護予防福祉用具貸与	4,099	4,132	4,155
特定介護予防福祉用具販売	1,808	1,922	2,152
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	5,982	6,199	6,308
介護予防支援	14,640	14,871	15,048
予防給付費計	139,436	144,780	147,914

■標準給付費の見込み

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費	1,740,027	1,778,002	1,817,459
特定入所者介護サービス費等給付額	78,769	81,551	85,037
高額介護サービス費等給付額	35,240	39,170	43,131
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,000	3,500	4,000
算定対象審査支払手数料	2,720	2,848	2,983
標準給付費見込額	1,859,756	1,905,071	1,952,610

単位：千円

	第5期 合計
総給付費	5,335,488
特定入所者介護サービス費等給付額	245,357
高額介護サービス費等給付額	117,541
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,500
算定対象審査支払手数料	8,551
標準給付費見込額	5,717,437

■ 地域支援事業費

地域支援事業の財源は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。一定率を超える場合は、市の負担となります。さらに、地域包括支援センターの運営を含む地域支援事業全体の財政規模は、介護保険給付費の3%を上限としています。

■ 地域支援事業に要する費用の見込み

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	54,500	55,900	57,200	167,600

■ 地域支援事業に要する費用の保険給付費に占める割合

	割合
地域支援事業	3.0%以内
介護予防事業	2.0%以内
包括的支援事業＋任意事業	2.0%以内

■ 地域支援事業の財源構成割合

項目	割合 (21～23年度)	割合 (24～26年度)
介護予防事業	・国 (25.0%)	・国 (25.0%)
	・県 (12.5%)	・県 (12.5%)
	・市 (12.5%)	・市 (12.5%)
	・1号保険料 (20.0%)	・1号保険料 (21.0%)
	・2号保険料 (30.0%)	・2号保険料 (29.0%)
包括的支援事業・任意事業	・国 (40.0%)	・国 (39.50%)
	・県 (20.0%)	・県 (19.75%)
	・市 (20.0%)	・市 (19.75%)
	・1号保険料 (20.0%)	・1号保険料 (21.00%)

(4) 第1号被保険者の保険料算定

■ 第1号被保険者負担分相当額の算定

各年度の標準給付費見込額と地域支援事業費に、第1号被保険者負担率(21%)を乗じて求めます。

ア. 第1号被保険者負担分相当額 = (標準給付費見込額 + 地域支援事業費) × 21%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1号被保険者負担分相当額	401,994千円	411,804千円	422,060千円	1,235,858千円

■ 実質保険料収納必要額の算定

調整交付金交付見込額と予定保険料収納率の実績をふまえて、保険料収納必要額を求めます。

第5期計画期間中における介護保険料の上昇を抑制するため、奈良県が保有する財政安定化基金の取り崩しによる交付金を活用するとともに、本市が保有する介護給付費準備基金の取り崩しを行います。

イ. 調整交付金相当額 = 標準給付費見込額 × 調整交付金割合 5%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
調整交付金相当額	92,988千円	95,254千円	97,630千円	285,872千円

ウ. 調整交付金見込額 = 標準給付費見込額 × 調整交付金見込交付割合 (A)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
調整交付金見込額	61,558千円	63,439千円	64,631千円	189,628千円
見込交付割合 (A)	3.31%	3.33%	3.31%	

介護給付費準備基金取崩額	94,500千円
財政安定化基金取崩による交付額	18,473千円

エ. 保険料収納必要額 = 第1号被保険者負担分相当額 + 調整交付金相当額 - 調整交付金見込額 - 準備基金取崩額 - 財政安定化基金取崩による交付額

保険料収納必要額	1,219,129千円	予定保険料収納率 (B)	98.30%
----------	-------------	--------------	--------

■ 延べ保険料負担者数の算定

保険料収納額の負担者を被保険者の延べ人数に換算した場合には、以下のようになります。

単位：人

所得段階別被保険者数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1段階	96	100	103	299
第2段階	1,479	1,532	1,584	4,595
第3段階	367	380	393	1,140
第4段階	381	393	407	1,181
第5段階	2,234	2,313	2,393	6,940
第6段階	810	841	870	2,521
第7段階	1,771	1,834	1,898	5,503
第8段階	935	968	1,001	2,904
第9段階	297	308	319	924
合計	8,370	8,669	8,968	26,007
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	8,112	8,402	8,693	25,207

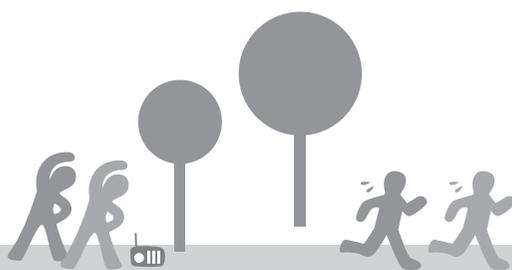
■ 保険料の基準額（月額）の算定

第1号被保険者の保険料の基準額は、以下のとおり算出されます。

才. $\text{保険料基準額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (B)} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)} \div 12 \text{月}$

平成24～26年度における保険料 月額基準額 4,100円

第4章



地域で高齢者を支える体制づくり

第4章 地域で高齢者を支える体制づくり

1 日常生活圏域の設定

(1) 市の概要

葛城市は葛城山々の麓に位置し、奈良県の西北部、北葛城郡の西南部にあり、北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市、西は大阪府南河内郡太子町、河南町、千早赤阪村と隣接しています。金剛生駒紀泉国定公園を含む美しい田園地帯が展開する閑静な市です。(東西 7.7 km、南北 8.6 km、面積は 33.73 km²)

平成 16 年 10 月 1 日、旧新庄町と旧當麻町が合併し、葛城市として新たな一歩を踏み出しました。

(2) 本市における圏域の考え方

地域包括ケアの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための基盤整備状況等を総合的に勘案し、定めることとされています。

本市における諸条件を総合的に勘案した結果、市全域での一体的な取組みを基本として推進するため、市全域を一つの日常生活圏域と設定しています。

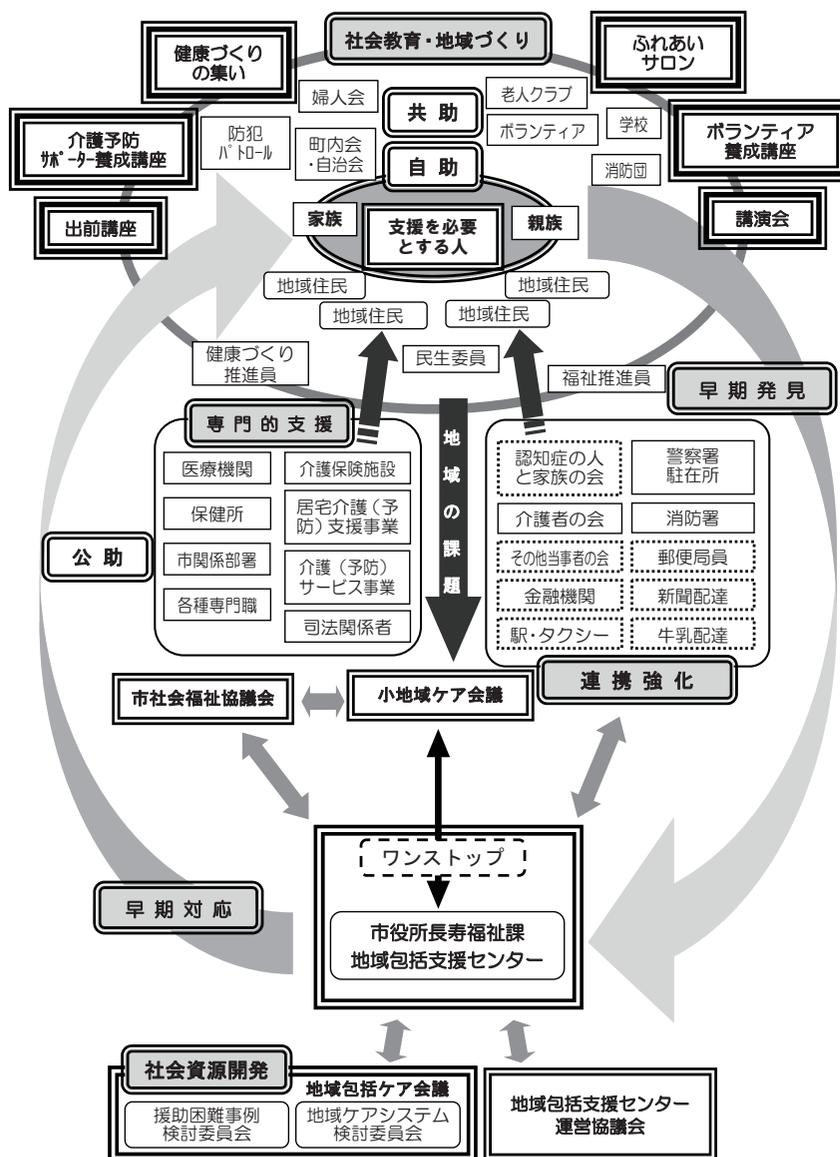


2 地域ケア体制の確立

地域の中でできる限り安心して自立した生活を送るためには、地域包括支援センターが中心となり医療、保健、福祉が連携した公的サービスや、家族、友人、近隣の人、ボランティア等による支援が欠かせません。各関係機関や団体等が協働して、高齢者の入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス利用の支援に努めています。

高齢者に対する相談支援体制については、民生委員がひとり暮らし高齢者の訪問調査から生活実態等を把握して高齢者台帳を整備しています。援助が必要な高齢者に対しては、民生委員から積極的に働きかけ、生活上のさまざまな相談に応じています。地域で高齢者が孤立することのないよう、地域のつながりを大切にする地域サロンなど憩う活動が自主的に行われていて、住民自らが、住んでいる地域を住みよい地域になるよう取り組んでいます。今後も、市民と協働して地域ケア体制の確立に努めていきます。

■これからの地域ケア体制のシステム図

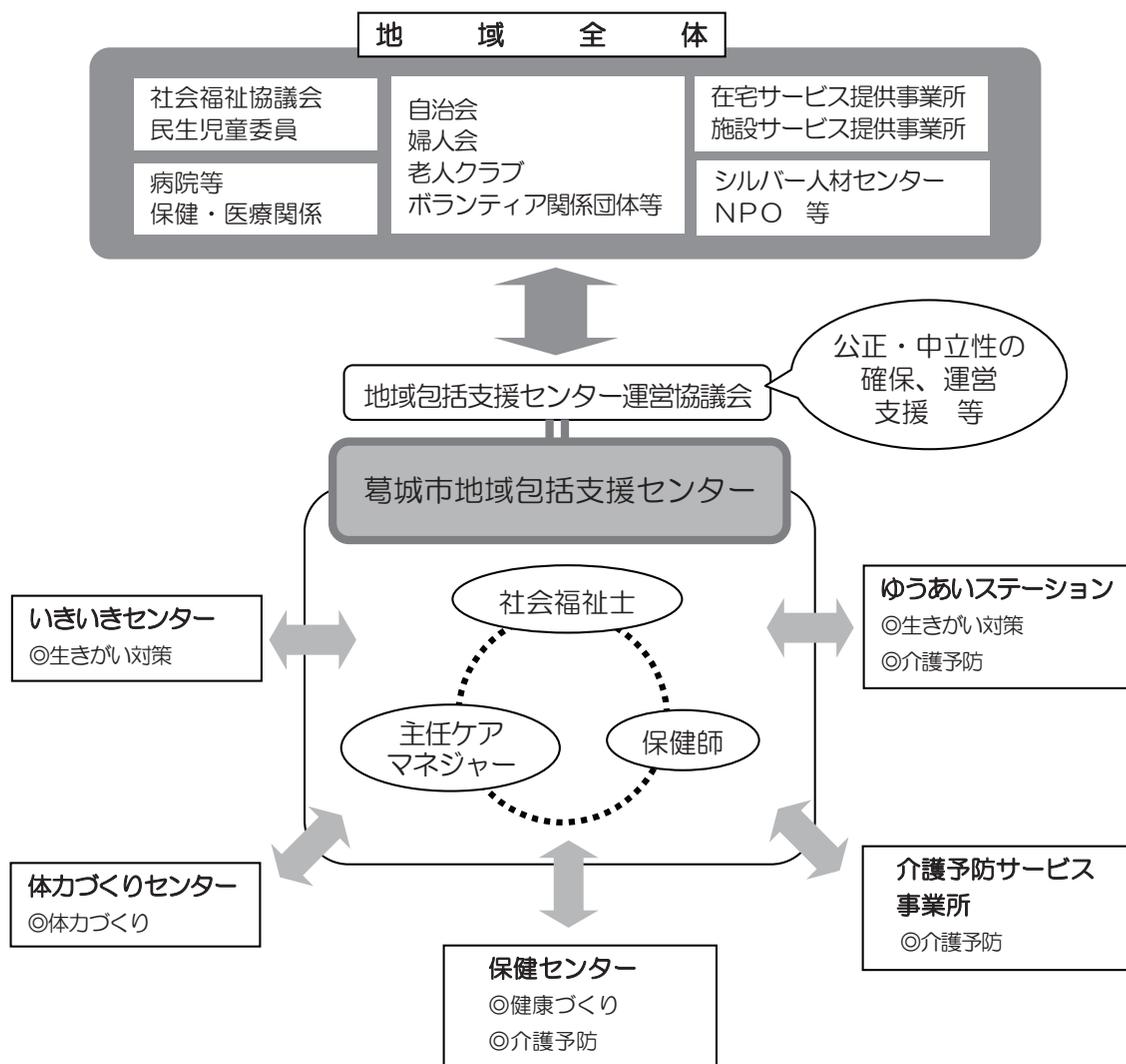


3 地域包括支援センターが担う役割

(1) 地域包括支援センターを核としたネットワークづくり

高齢者をはじめ市民が望んでいる地域ケア体制を確立するためには、保健・医療・福祉の関係機関、地域住民との協力・連携が不可欠です。そのため、地域包括支援センターが中心となり、より一層のネットワークづくりを進めていきます。

■本市地域包括支援センターと関係機関とのネットワーク



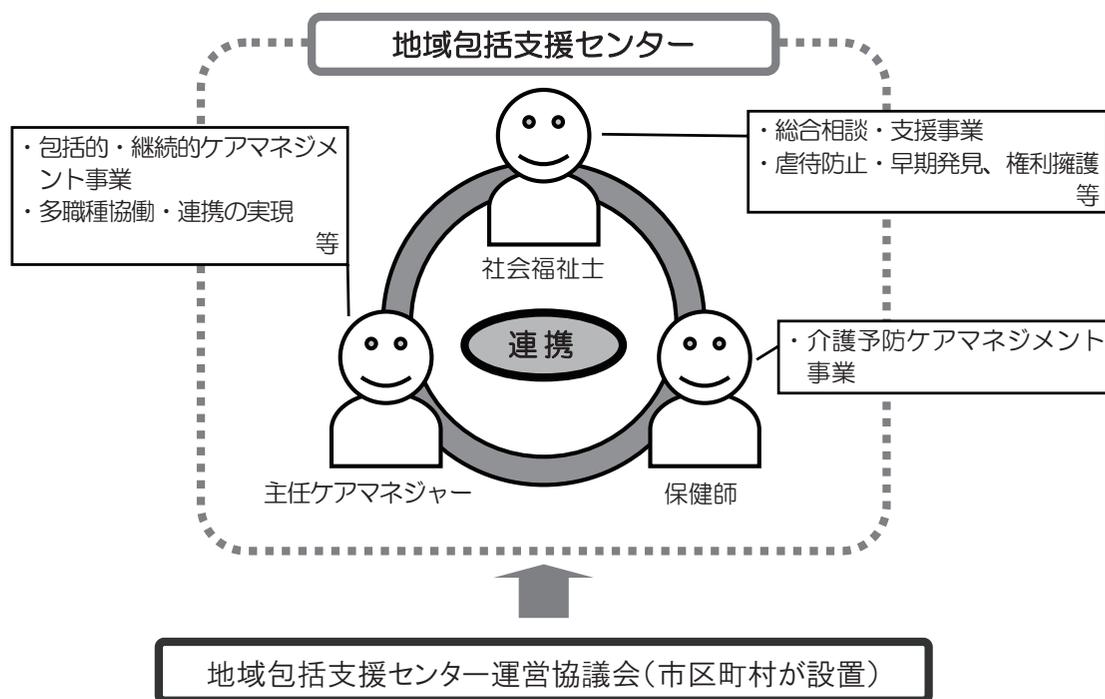
(2) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは平成 18 年4月介護保険法の改正にともない創設された機関で、本市の地域包括支援センターは直営で1か所設置となっています。高齢者の総合相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の事業を一体的に実施する身近な機関、窓口として運営にあたります。

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが連携しながら、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に取り組んでいます。

今後、地域包括ケアシステムを構築するための中核機関として、地域包括支援センターの担う役割は重要となっています。高齢者を支援する地域づくりに向けて、各職種連携によるチームアプローチ、地域資源の活用と関係機関との連携等、円滑な運営ができるようセンターの体制整備に努めていきます。

■地域包括支援センターの運営体制



区分	内容	備考
運営方式	直営方式	平成18年4月1日開設
配置職種	保健師 社会福祉士 主任ケアマネジャー	
事務の概要	包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、地域支援の総合相談、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント）	介護予防ケアマネジメントの一部を委託。

(3) 地域包括支援センター運営協議会の役割

地域包括支援センターは、地域全体の継続的な介護予防支援や総合的な相談事業、地域の介護に関するネットワークづくりを行っていくという性格から、その運営は公正で中立なものである必要があります。そのため、運営の支援、人材の育成支援や、中立性の確保を行っていくための機関として、運営協議会が設置されています。

本市においても、「葛城市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、運営状況等についての審議が行われます。

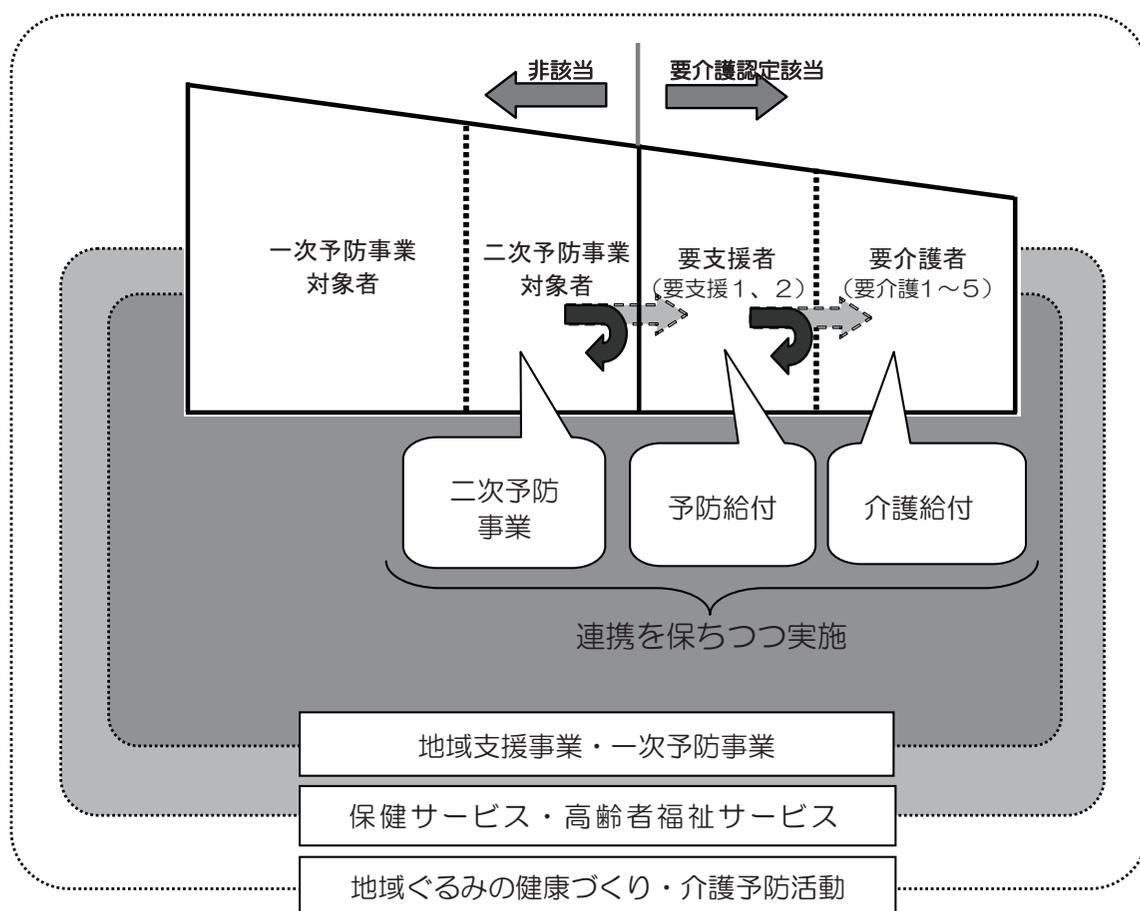
4 総合的な介護予防の推進

地域包括支援センターを中心に各関係機関の連携により、要介護状態の軽減もしくはその安定維持、または要介護状態となることを未然に防ぐため、要介護状態になる前から要支援1、2程度までの高齢者に対して、一貫性・連続性のある介護予防サービスを統一的な体系のもとで提供する総合的な介護予防システムの構築が求められてきました。

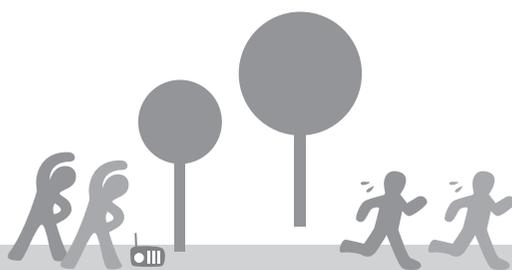
そのため、要介護となるリスクが高く介護予防が必要となる二次予防事業対象者を発見・支援するしくみづくりや、要支援1、2の軽度認定者に対する適切な介護予防ケアマネジメント、そして質の高い介護予防サービスが地域で提供される体制づくりに取り組んでいます。

今後さらに介護予防給付、地域支援事業の二次予防事業と一次予防事業、また保健サービス、高齢者福祉サービス、さらには地域の力を活用した自主的な活動など、それぞれの役割に沿って効果的な介護予防が図れるよう、一体的な介護予防事業の推進を目指します。

■健康自立度別の対応サービス・事業



第 5 章



高齢者が住み慣れた地域で
暮らし続けられるまちづくり

第5章 高齢者が住み慣れた地域で 暮らし続けられるまちづくり

1 認知症高齢者への対応

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加が予測される中で、認知症高齢者や介護する人々が安心して在宅生活を送ることができるような環境が必要とされています。

そのためには地域の支援が必要不可欠となっていることから、認知症高齢者を地域で支えていく体制づくりを行っていきます。認知症に関する知識の普及と理解の促進を図るため、地域において認知症についての知識や対応の仕方を地域住民に伝える講師役となる「認知症サポーター」の育成に努めます。また、認知症についての相談・情報提供の充実、発症予防と早期発見・早期対応の徹底、治療やケアの充実など総合的な対策に取り組んでいきます。

(1) 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けた人を「認知症サポーター」と位置づけ、講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援していく活動を行います。

2 高齢者虐待の防止

高齢者に対する虐待行為は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものです。

本市では、児童、高齢者、障がい者への虐待やDVを防止するとともに、虐待を受けた方の保護および家族等への支援を行うために、各関係機関等のネットワークとして「葛城市虐待等防止ネットワーク」を平成19年10月に設置しました。このネットワークでは虐待を未然に防ぐ体制づくりを進め、個別の虐待ケースに対応していきます。

また、地域住民一人ひとりが高齢者等の虐待に関する認識を深めることが、虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、虐待に関する知識・理解、人権意識についての普及啓発に努めます。

3 地域福祉コミュニティの形成

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して生活していくためには、地域で助け合うあたたかい地域づくりが重要です。

地域サロンなど、身近なところで行われる介護予防・交流等の事業を通じ、高齢者同士の交流、また、さらに多様な年代との交流の機会を設けるなど、様々な機会を通じて地域づくりを支援します。また、今後は民生委員や各種団体等へ積極的に働きかけ、地域でのリーダーの発掘と育成、また、個々においてボランティア活動を希望する人材の確保などを社会福祉協議会とともに推進し、地域に根ざした活動の積極的な支援を行います。

■葛城市内の主なボランティアグループ

グループ名	会員数	活動内容
ボランティア連絡協議会	ボランティア連絡協議会に所属するボランティア	・各ボランティアグループ間の交流会、意見交換 ・各種研修会の開催 ・各種行事への参加、協力 等
手話サークル友情	31名	・手話通訳活動各種 ・施設への慰問活動 ・小中学生等への手話の集い 等
赤十字奉仕団	45名	・交通安全街頭啓発 ・老人ホームの慰問 等
健康づくり推進員協議会	88名	・食生活改善 ・他市町村との交流 ・健康づくりについての伝達講習会等
ゆうフレンズ会	597名	・ゆうあいステーション内の介護（デイサービス利用者の話し相手や入浴、食事の介護補助等）、受付、食堂での配膳、片付け、環境美化、各種技術提供 等
ボランティアふたば会	156名	・まごころ弁当配食サービス ・寝たきり高齢者の慰問 等

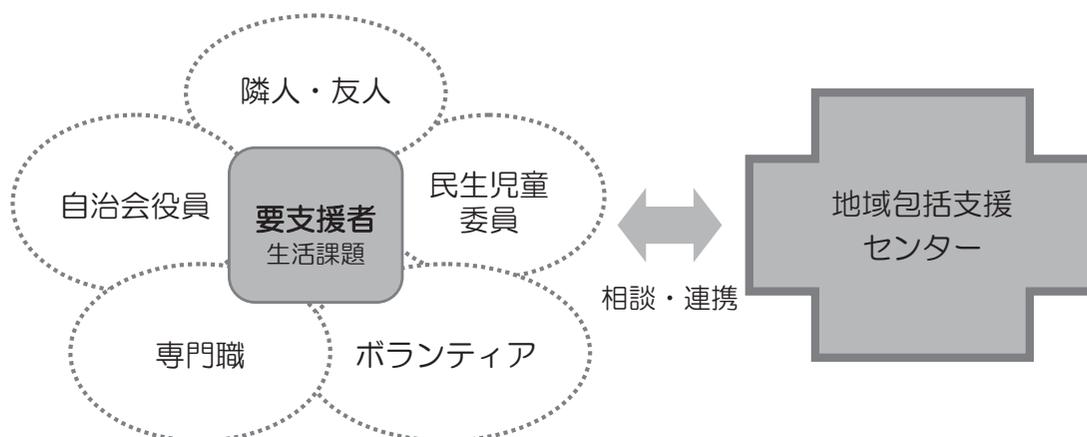
※平成22年度末現在

資料：葛城市社会福祉協議会

4 きめ細かな相談・支援体制の整備

現在、要介護認定の申請やサービス利用等の介護保険に関する様々な相談・苦情、また、保健福祉に関する相談等については、長寿福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員等の関係機関で対応しています。

今後、高齢者の増加に伴い相談内容も多様化すると予測されることから、地域における支援を必要とする高齢者を見だし、総合相談につなげるため引き続き関係機関とのきめ細やかな連携に努め、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実に努めます。



5 高齢者が暮らしやすい環境の整備

高齢者や心身に障がいのある方が、住み慣れた地域で生活が送れるようにするためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが地域で自分の意思であたりまえの日常生活が送れる社会、物理的・心理的・制度的な障壁や情報面の障壁等のないバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。

誰もが利用できる施設の整備をはじめ地域福祉の推進を図り、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

6 権利擁護の利用促進

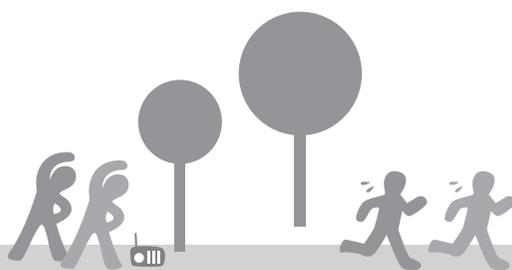
介護サービス利用者の中には、意思決定能力が低下していく高齢者の方が現れると考えられるため、利用者の権利を擁護し、適切なサービス利用契約が行えるように支援する必要があります。法律行為を代行して行える成年後見制度の活用や、福祉サービスの利用手続きの援助・金銭管理等を身近な地域で権利擁護の視点に立って支援する日常生活自立支援事業の利用促進を図るため、社会福祉協議会等関係機関の紹介など必要な支援を行います。



7 災害時要援護者支援体制について

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するために、災害時要援護者台帳を整備し、支援体制を整えることが重要課題となっています。今後は個人情報の保護に配慮しながら、災害時要援護者名簿および災害時要援護者マップの作成を進め、災害時要援護者情報の把握と関係団体による情報の共有を図り、災害時支援体制の構築に取り組んでいきます。

第 6 章



計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 地域ケア・ネットワークの整備

(1) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域における総合的な保健医療サービスおよび福祉サービスの提供を総合的に行い、地域における包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築していく機関として位置づけられている地域包括支援センターの持つ役割は非常に重要なものとなります。

今後、「地域包括支援センター運営協議会」をはじめ、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターを担う人材の育成と確保に努め、地域包括支援センターの機能充実を図っていきます。

(2) 地域福祉と参画・協働（ボランティア、市民活動）

ボランティア活動は、市民の自発性に基づくものであり、その継続的な活動は高齢社会を支えるための重要な活動となります。ボランティア活動の活発化を図っていくためには、ボランティアグループと利用者とのコーディネートや情報の発信、相互扶助の精神などの啓発活動が重要となります。このため、現在実施しているボランティア事業への支援やボランティアの育成と人材の発掘などの支援を行っていきます。

今後、高齢化が進む中で、高齢者や心身に障がいのある方へのボランティア活動の必要性はさらに増すものと考えられます。このため、福祉教育の推進や高齢者福祉施設等での体験を通じて、学齢期からのボランティア活動を実感できる機会づくりを促進するとともに、各種ボランティアグループの自発性に基づく活動を支援していきます。

(3) 保健・医療・福祉の連携

本計画の目標の実現に向け、近隣市町村および関係機関との連携により、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めるものとしします。

また、本計画の実施状況、進捗状況を各年度点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に対応した、より効果的な事業実施方法を検討する等、適切な進行管理を行うものとしします。

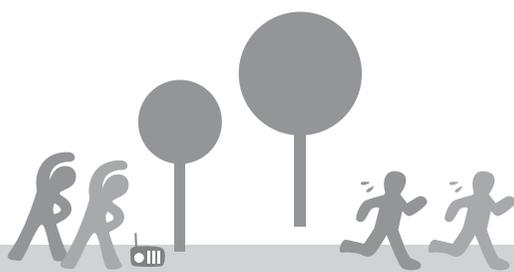
さらに、計画の円滑な推進に向け、各担当課、関係部署の連携を密にし、計画の目標の実現に努めるものとしします。

2 計画の進行管理および点検

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況については需要と供給のバランスがとれているか、供給体制が不足がちな場合は事業者の参入促進に一層の対策を講じるなど、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、次期計画にその結果を反映する必要があります。

このため、年度ごとに介護保険事業と高齢者保健福祉事業との連携状況、介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の進捗状況の把握および計画の評価を行い、その結果についても市民への公表を行っていきます。

資料編



資料編

1 計画策定の経緯

(1) 計画策定委員会の設置

葛城市における高齢者保健福祉計画による高齢者施策の見直しと、介護保険法による介護給付の円滑な実施のための介護保険事業計画を策定するため、「葛城市介護保険事業計画策定委員会」を設置しました。そして、計画の策定にあたっては、市民の参画と協働のもと計画を策定・推進することが求められていることから、策定委員会において、公募により選出された市民委員を交えた検討を行いました。

■策定委員会の開催状況

年	月日	開催回数	協議内容
平成 23年	6月16日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の運営状況について ・地域支援事業の執行状況について ・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要について ・その他
	12月1日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ニーズ調査の報告について ・介護保険事業の事業量見込み等について ・地域支援事業の事業量見込み等について ・計画骨子案について ・その他
平成 24年	2月27日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案の承認について ・その他

(2) パブリックコメント手続き

介護保険事業計画（案）を公表し、それに対して市民のみなさんからご意見をいただきました。

(3) 行政機関内部における連携

本計画は広範囲にわたるものであることから、長寿福祉課および地域包括支援センターをはじめとする、保健、福祉の各担当課や関係機関の協力により、地域における高齢者の実態とサービスの需要等についての的確に把握し、方策を取りまとめました。

2 日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）

（1）調査の目的

日常生活圏域ニーズ調査は、第5期計画の策定のために、第1号被保険者の生活実態に関するアンケート調査を実施し、その結果を分析することにより、地域の課題等の把握及び高齢者の実態等を明らかにすることを目的として実施しました。

調査票作成	国が示した調査票（89設問及び追加5設問）で作成。
調査対象者とサンプル数	葛城市に居住する第1号被保険者うち、7,404人（要支援1・2～要介護1・2を含む）を調査対象者とした。
抽出方法	悉皆調査（対象者全員）
配布・回収方法	調査票の配布及び回収は、シルバー人材センターへ委託。調査員が戸別訪問して配布し、回収は再訪問及び郵送の選択により行った。
調査の期間	平成23年7月1日～7月15日

※第1号被保険者7,907人から施設入所者及び要介護3～5（503人）を除き、対象者とした。

（2）調査の配布数と回収状況

一般高齢者と要支援・要介護認定者をあわせた有効回答者数は6,389人です。年齢階級別では「65～69歳」（33.1%）が最も多く、次いで「70～74歳」（25.0%）、「75～79歳」（19.2%）、「80～84歳」（12.8%）、「85歳以上」（9.8%）の順となっています。また、認定状況別有効回答者数は、一般高齢者が5,645人、要支援・要介護認定者が744人となっています。

■調査の有効回答数・回答率

圏域名	対象者数（人）	配布数（人）	有効回答数（人）	回答率（%）	信頼度95%のサンプル数
全 体	7,404	7,404	6,389	86.3	365

■年齢階級別有効回答者の割合

上段/人：下段/%

圏域名	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合 計
全 体	2,115	1,600	1,227	819	628	6,389
	33.1	25.0	19.2	12.8	9.8	100.0

■認定状況別有効回答者の割合

上段/人：下段/%

圏域名	認定者以外 (一般高齢者)	要支援・要介護認定者					合計
		計	軽度認定者		要介護 3・4・5	要介護度 不明	
			要支援 1・2	要介護 1・2			
全 体	5,645	744	417	323	1	3	6,389
	88.4	11.6	6.5	5.1	0.0	0.0	100.0

※調査対象者を「要支援・要介護認定者」と「認定者以外」に区分して調査を実施し、「認定者以外」を「一般高齢者」と表記しています。

(3) リスク保有者の主な要因割合

項目ごとに問題となるリスク要因の種類と、その要因割合を表形式にまとめました。

■リスク保有者の主な要因割合

リスク	リスク要因	要 因 割 合
転倒	歩く速度が遅くなった	・男女とも60歳台から5割前後と高く、年齢とともに高くなる傾向にあり、女性がやや上回って推移しています。85歳以上ではともに8割を超えています。
	背中が丸くなる	・どの年代も女性が男性を上回り、3～7割弱で推移しています。男性は2～4割強で推移しています。
	転倒経験あり	・男女とも年齢とともに高くなる傾向にありますが、女性が75歳以降3割を超え、4割強まで上昇しています。
	階段昇降時に手すりや支えが必要	・どの年代も女性が男性を大きく上回って推移しています。女性が3～8割、男性が2～6割となっています。
	転倒への不安感	・どの年代も女性が男性を大きく上回って推移しています。女性が4～8割、男性が2～6割となっています。
	立ち上がりには支えが必要	・どの年代も女性が男性を上回って推移しています。女性が1～6割、男性が1～4割弱となっています。
閉じこもり	昨年より外出回数が減少	・男女とも歳を重ねるにつれて高くなる傾向にあり、2～6割前後で推移しています。
	外出は週1回未満	・男女とも70歳台までは低率で推移していますが、80歳を超えると2割前後となり、女性の85歳以上では4割に達しています。
	足腰に痛みあり	・どの年代も女性が男性を上回って推移しています。女性が4～7割、男性が3～6割となっています。

低栄養	6か月間で体重減少あり	・男女とも低率で推移しているものの、年齢とともに徐々に高くなり、85歳以上では2割程度となっています。
	入れ歯の噛み合わせ不良	・男女ともすべての年代を通して2割前後となっています。
口腔機能	半年前と比べて咀嚼力が低下	・男女とも年齢とともに徐々に高くなっており、3～5割前後で推移しています。
	嚥下の機能低下	・男女とも2～4割弱で年齢とともに徐々に高くなっていきます。
	口が渇く	・男女とも2～4割で年齢とともに徐々に高くなっていきます。
物忘れ	日時の物忘れあり	・男女とも80歳台前半までは2割程度でしたが、85歳以上で4割前後と高くなっていきます。
	軽い物忘れあり	・男女とも70歳台までは2割程度でしたが、80歳以降から高くなり始め、85歳以上では4割前後となっています。
手段的自立度	交通機関での移動困難	・男女とも80歳以降から高くなり始め、85歳以上の女性が4割、男性が2割となっています。
	食事の用意困難	・どの年代も男性が女性を上回って推移しており、男性は1～3割、女性は1割未満から85歳以上で3割弱まで大きく上昇しています。
知的能動性	本・雑誌を読まない	・男女とも年齢とともに徐々に高くなり、85歳以上では男性3割、女性は4割強となっています。
	年金などの書類が書けない	・男女とも60歳台ではごく低率ですが、年齢とともに高くなり、特に女性の85歳以上で大きく上昇し5割を超えています。
社会的役割	友人宅の訪問なし	・どの年代も男性が女性をやや上回って推移しており、男性は3割強～6割強、女性は2割強～6割程度となっています。
	家族・友人からの相談事困難	・男女とも歳を重ねるにつれて高くなる傾向にあり、2割弱～4割前後で推移しています。
うつ	おっくうに感じる	・どの年代も女性が男性をやや上回って推移しており、2割前後～4割強となっています。
	理由のない疲労感	・ほとんどの年代で女性が男性を上回って推移しており、2割強～4割強となっています。

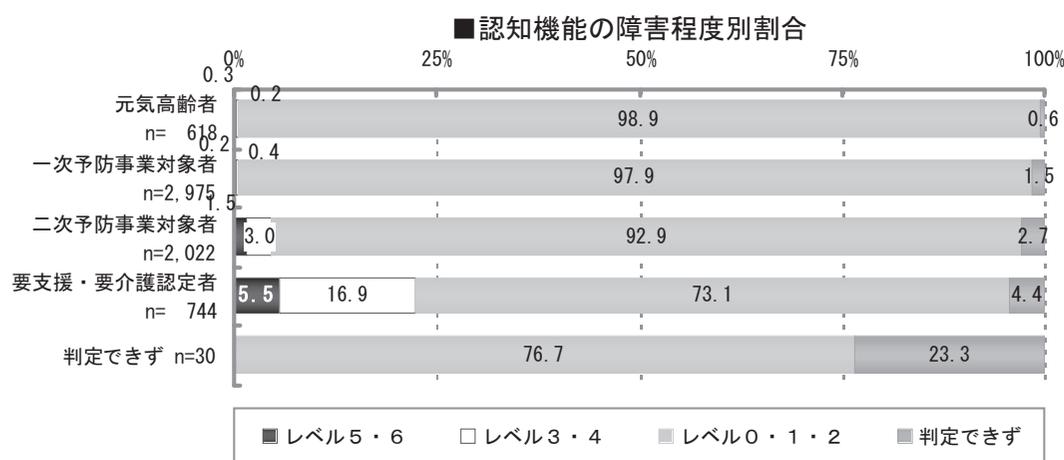
(4) 認知症と疾病状況

認知機能の障害程度別割合をみると、認知症の行動・心理症状がみられるレベル3以上の割合では、要支援・要介護認定者（22.4%）が最も高く、次いで二次予防事業対象者

(4.5%)、一次予防事業対象者(0.6%)の順となっています。

疾病の状況をみると、高齢者像にかかわらず生活習慣病の原因にもあげられる“高血圧”の割合が圧倒的に高く、次いで、要支援・要介護認定者をのぞいて“目の病気”が続いています。3位以降は、一次予防事業対象者、二次予防事業対象者で“心臓病”“糖尿病”“筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)”などが上位に挙がっています。

要支援・要介護認定者もほぼ同様の傾向にありますが、やはり“脳卒中”“認知症(アルツハイマー病等)”などの割合が高くなっています。



※認知機能障害レベル区分

レベル6…最重度の障害 レベル5…重度の障害 レベル4…やや重度の障害

レベル3…中等度の障害 レベル2…軽度の障害 レベル1…境界的

レベル0…障害なし

■ 疾病の状況

上段/人：下段/%

疾病	元気高齢者 n=618	一次予防事業 対象者 n=2,975	二次予防事業 対象者 n=2,022	要支援・要介護 認定者 n=744
高血圧	146 23.6	1,158 38.9	842 41.6	315 42.3
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	1 0.2	59 2.0	103 5.1	107 14.4
心臓病	11 1.8	246 8.3	263 13.0	136 18.3
糖尿病	33 5.3	331 11.1	270 13.4	135 18.1
高脂血症(脂質異常)	29 4.7	280 9.4	191 9.4	48 6.5
呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等)	5 0.8	121 4.1	153 7.6	80 10.8
胃腸・肝臓・胆のうの病気	15 2.4	217 7.3	254 12.6	95 12.8
腎臓・前立腺の病気	23 3.7	228 7.7	168 8.3	64 8.6
筋骨格の病気 (骨粗しょう症、関節症等)	23 3.7	228 7.7	363 18.0	196 26.3

外傷（転倒・骨折等）	3	46	101	80
	0.5	1.5	5.0	10.8
がん（新生物）	4	92	79	40
	0.6	3.1	3.9	5.4
血液・免疫の病気	1	28	43	14
	0.2	0.9	2.1	1.9
うつ病	0	9	31	24
	0.0	0.3	1.5	3.2
認知症（アルツハイマー病等）	2	11	40	116
	0.3	0.4	2.0	15.6
パーキンソン病	0	9	22	32
	0.0	0.3	1.1	4.3
目の病気	47	401	457	189
	7.6	13.5	22.6	25.4
耳の病気	14	181	194	85
	2.3	6.1	9.6	11.4
その他	40	247	201	92
	6.5	8.3	9.9	12.4

（5）二次予防事業対象者のリスク別状況

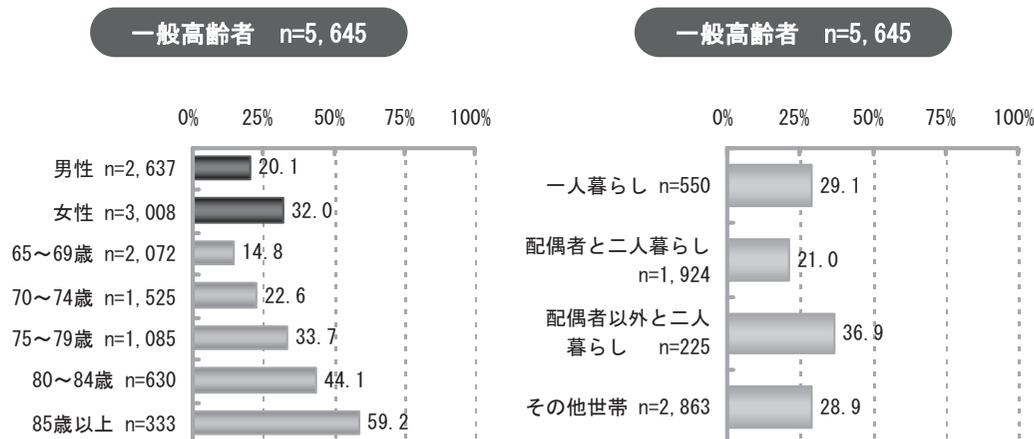
二次予防事業対象者のリスク内訳をみると、転倒リスク保有者、物忘れリスク保有者が多く見られます。この人たちが要介護（要支援）認定者の予備群となりますので、介護予防教室の利用を通して元気を取り戻すことが必要となります。

二次予防事業対象者を含む一般高齢者のリスク保有割合は、以下のとおりです。

① 転倒リスク保有者

転倒リスク保有者は女性が男性より多く、また加齢とともに多くなり、一人暮らしでは3割近くいます。

■ 転倒リスク保有者の割合

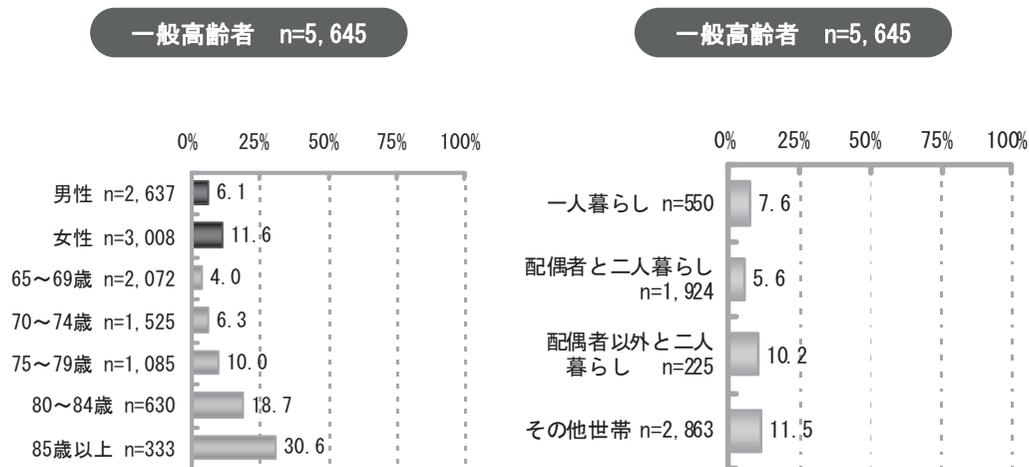


※グラフ上から「判定できず」を除いています。

② 閉じこもりリスク保有者

閉じこもりリスク保有者は男女とも少ないものの、加齢とともに多くなり、一人暮らしでは1割未満となっています。

■閉じこもりリスク保有者の割合

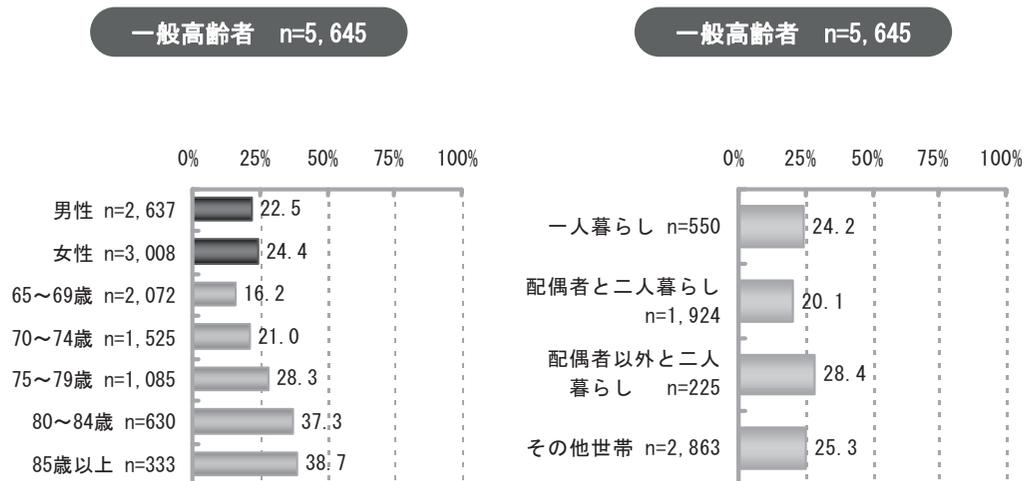


※グラフ上から「判定できず」を除いています。

③ 口腔機能低下リスク保有者

口腔機能低下リスク保有者は女性が男性より少し多く、また加齢とともに多くなり、一人暮らしでは2割以上います。

■口腔機能低下リスク保有者の割合

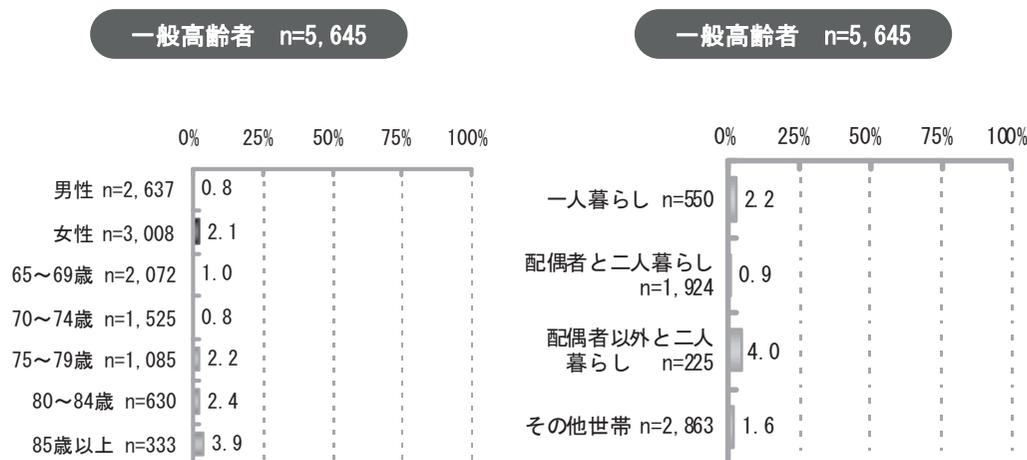


※グラフ上から「判定できず」を除いています。

④ 低栄養リスク保有者

低栄養リスク保有者は男女ともにごく少なく、また加齢の影響もほぼなく、一人暮らしではごく少数います。

■低栄養リスク保有者の割合

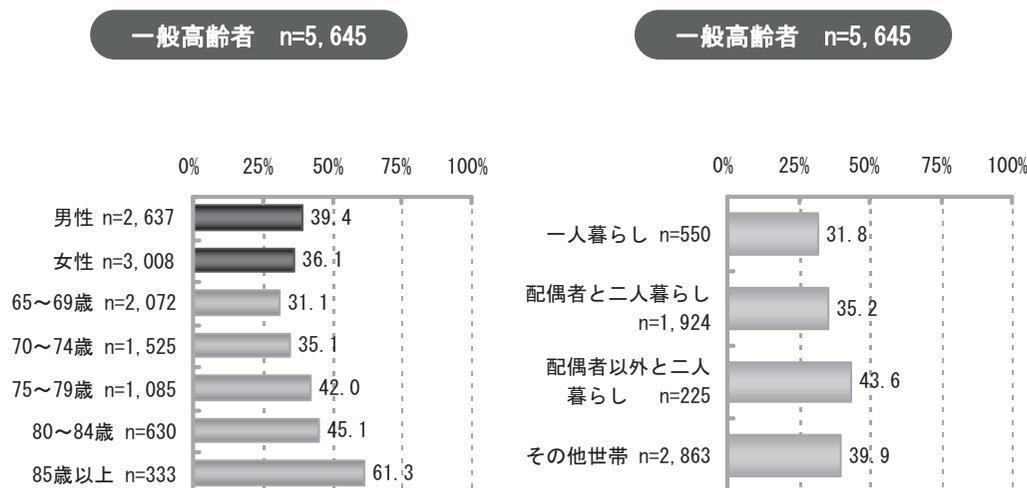


※グラフ上から「判定できず」を除いています。

⑤ 物忘れリスク保有者

物忘れリスク保有者は男性が女性より少し多く、また加齢とともに多くなり、一人暮らしでは3割以上います。

■物忘れリスク保有者の割合

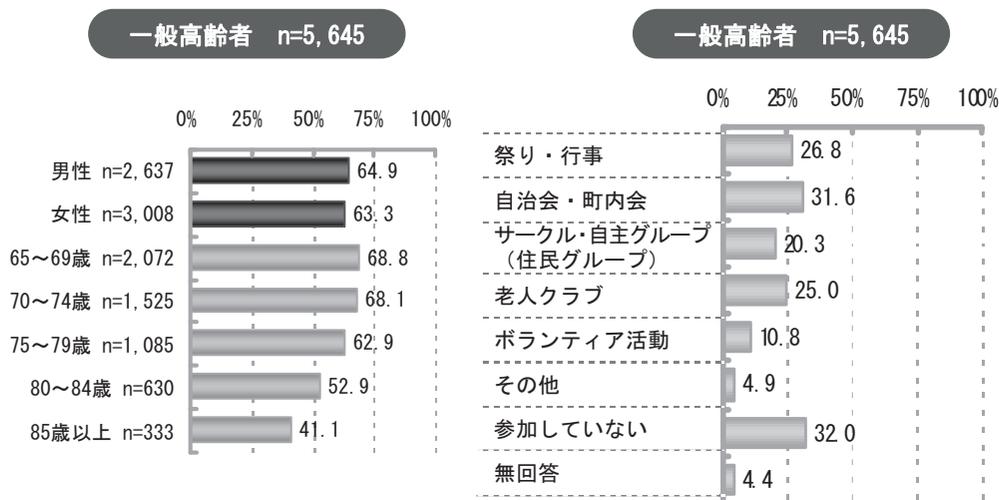


※グラフ上から「判定できず」を除いています。

(6) 地域での活動状況

地域での活動状況をみると、男女ともに6割以上、そして79歳までは6割以上が参加し、加齢とともに減少しています。参加事業では「自治会・町内会」「祭り・行事」「サークル・自主グループ（住民グループ）」の順で参加しています。しかし、「参加していない」が他項目に比べて最も多く(32.0%)、地域ケア体制を充実するためには、参加割合を上げていく必要があります。

■ 地域での活動状況（性別・年齢階級別）



3 葛城市介護保険事業計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づいて、介護保険事業計画を策定するため、葛城市介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)葛城市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2)葛城市高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3)介護保険事業に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、議会代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者等および市内に在住する一般公募者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

4 葛城市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

職 種	氏 名	備 考
葛城市議会代表	寺田 惣一	
奈良女子大学名誉教授	澤井 勝	※委員長
葛城保健所所長	高木 正博	
葛城市医師会代表	板橋 武彦	
葛城市歯科医師会代表	濱 晃史	
葛城市民生児童委員連合会代表	奥田 善啓	
社会福祉法人 当麻園理事長	吉川 信也	
社会福祉法人 晴幸福祉会理事長	上田 晴一	
社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会代表	岡波 圭子	
葛城市区長会代表	伏見 柳作	
葛城市寿連合会代表	藤枝 匡	
市内在住者代表（一般公募）	和田 昌子	
同上	喜多 日出子	
同上	谷川 規矩子	
同上	勝浪 康次	

（順不同、敬称略）

葛城市高齢者保健福祉計画
第5期介護保険事業計画



発行日 平成24年3月

発行者 葛城市 長寿福祉課

住 所 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

TEL 0745-48-2811 FAX 0745-48-3200
